

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 837
2026 October



表紙写真

「その先、神域」

第41回写真コンクール銅賞(自由部門)
塚田 昌英●茨城会

参拝に訪れた埼玉県の新社の一瞬。
思わず撮影しました。
早朝の薄霧に包まれた、朝日に包まれる神
秘的静寂に満ちた境内。
日本の美しさを見せていただき、日常の慌
たしさを忘れたひとときでした。

02 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一

第113回 事務所運営に必要な労働社会保険の知識②

士業事務所の『法人化』で知っておきたい労働社会保険のポイント

千代田社労士事務センター

特定社会保険労務士 堀 拓磨

06 実は長野県松本市が“誕生の地”だった 土地家屋調査士制度発祥の地碑 清掃活動の実施 ～土地家屋調査士法制定75周年を迎えて～

長野県土地家屋調査士会 広報部長 宮下 寛

08 愛しき我が会、我が地元(5巡目) Vol.152

徳島会／旭川会

11 「測量・地理空間情報イノベーション大会2026」に参加して

13 令和8年度中部ブロック協議会定時総会及び担当者会議

16 若手土地家屋調査士の「未来」を拓く

12人の若手土地家屋調査士

第13回 働き方の選択肢が広がる土地家屋調査士の未来

19 令和8年度子ども霞が関見学デー

22 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

23 会務日誌

25 各土地家屋調査士会へ発信した主な文書

26 土地家屋調査士名簿の登録関係

27 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

28 お知らせ

日本登記法学会第11回研究大会開催のご案内

29 ちょうさし俳壇 第497回

30 地名散歩 第176回

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

32 公嘱協会情報 Vol.181

34 国民年金基金だより

35 研修管理システム「manaable (マナブル)」の利用登録

37 ネットワーク50

大阪会

39 編集後記

40 公式SNSのご紹介

事務所運営に必要な知識 —時代にあった資格者であるために—

第113回 事務所運営に必要な労働社会保険の知識② 士業事務所の『法人化』で知っておきたい労働社会保険のポイント

千代田社労士事務センター
特定社会保険労務士 堀 拓磨

はじめに

個人で事務所を開業し、事業が軌道に乗って職員が増えてくると、「そろそろ法人化を」と考える先生もいらっしゃるのではないのでしょうか。法人化というと、税金や対外的な信用、事業承継などに目が向きますが、労働・社会保険の取扱いにも注意が必要です。特に社会保険については、それまで国民健康保険・国民年金に加入していた所長自身が健康保険・厚生年金保険の加入対象となり、新たな保険料負担も生じます。

本稿では、士業事務所を法人化する場合に知っておきたい労働・社会保険のポイントについて、所長自身の社会保険、役員報酬の決め方、職員の取扱いなどを中心に解説します。

なお、各制度の基本的な取扱いを中心に解説しますが、個々の状況によって取扱いが異なる場合や、ここでは触れていない例外的な取扱いもあります。また、今後の法改正等により制度の内容が変更される可能性もありますので、実際に手続きを行う際には、その時点における最新の制度をご確認ください。

1 法人化したら「社会保険に強制加入」

日本の社会保険制度のうち、医療保険については、自営業者などが加入する国民健康保険と、会社員などが加入する健康保険に大きく分けることができます。また、公的年金制度については、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する国民年金を基礎として、会社員などはその上乗せとして厚生年金保険にも加入する、いわゆる「2階建て」の仕組みとなっています(図1)。

個人事業主として士業事務所を経営している場合、所長自身が原則として国民健康保険と国民年金



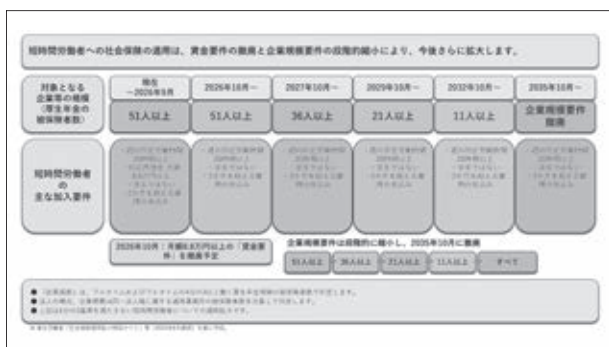
【図1】日本の公的年金制度のしくみ (2階建て構造)

に加入します。これに対して、法人化した場合には取扱いが大きく変わります。

法人の事業所は、健康保険及び厚生年金保険の「強制適用事業所」となるため、役員報酬を受ける代表者についても、原則として健康保険・厚生年金保険への加入が必要となります。ここで注意したいのは、従業員を雇用しているかどうかは関係がないということです。「代表者一人だけの法人だから、社会保険には加入しなくてもよい」ということにはなりません。

従業員の加入要件については、正社員だけではなくパート・アルバイトについても確認が必要です。通常の労働者の所定労働時間及び所定労働日数の4分の3以上働くパート・アルバイトは社会保険の加入対象となります。また、この基準を満たさない短時間労働者についても、現在は従業員数51人以上、週の所定労働時間が20時間以上などの要件を満たすと加入対象となります。

なお、この要件に該当するか否かの判断のためにも、パート・アルバイトの所定労働日数や所定労働時間を雇用契約書等にしっかり定めておく必要があ



【図2】社会保険の適用拡大スケジュール(短時間労働者)

ります。パート・アルバイトの場合、事務所の立場からすると、忙しいときはたくさん来てほしいがそうでない場合は出勤を抑えたい、一方、パート・アルバイト従業員の立場からすると、副業や家族(特にお子さんなど)の関係で、たくさん出勤できる時期とそうでない時期にばらつきがある、などの理由で「所定労働日数や所定労働時間なんて決められない」という話をよく聞きます。確かに具体的な曜日も、1日の勤務時間を事前に具体的に定めるのは難しいかもしれません。その場合でも、「週の所定労働日は平均して3日程度とし、1日の所定労働時間は6時間を原則として、具体的な出勤日と勤務時間は前週までに話し合いの上決定する」などとして、基準に該当するかどうか判定できるようにしておきましょう。所定労働日数や所定労働時間を決めておくことは、年次有給休暇の付与日数や、有給取得日に支払うべき賃金の計算のためにも必須です。

この短時間労働者への適用範囲は、今後さらに拡大します。令和7年の年金制度改革により、企業規模要件は段階的に縮小され、図2のとおりとなります。小規模な法人であっても、「うちの事務所の規模ならパートは社会保険に入らない」という従来の認識が、今後は通用しなくなっていくことになります。

法人化に伴う社会保険の取扱いでは、未加入や手続の遅れも典型的な問題となります。筆者の経験上、日本年金機構による法人の未適用事業所への加入指導は、かなり厳格に行われています。法人化の際には、「社会保険の加入」を設立後の事務手続の一つとして、最初から予定しておくことが重要です。具体的には、管轄の日本年金機構事務センター又は年金事務所に「新規適用届」、代表者や従業員についての



【図3】法人化時の社会保険手続チェックリスト

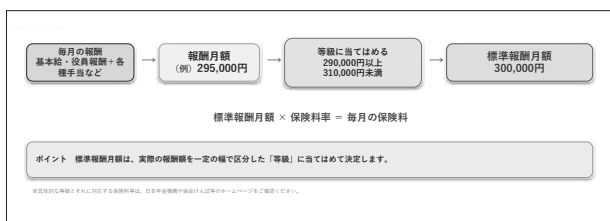
「被保険者資格取得届」、扶養家族がいる場合は「被扶養者(異動)届」などを提出します。また、毎月の社会保険料について口座振替を利用するのであれば、その手続も併せて行っておくとよいでしょう(図3)。

なお、それまで国民健康保険に加入していた場合には、健康保険への加入後、別途、市区町村等で国民健康保険の資格喪失の手続が必要です。この手続は、所長やスタッフが各自行う必要があるため、事務所からも案内しておくといよいでしょう。一方、国民年金については、厚生年金保険への加入に伴い、第1号被保険者から第2号被保険者へ切り替わるため、通常、本人による手続は必要ありません。

2 標準報酬月額について

健康保険・厚生年金保険に加入すると、毎月、事務所と従業員がそれぞれ社会保険料を負担することになります。健康保険・厚生年金保険では、実際の給与や役員報酬に毎月直接保険料率を掛けるのではなく、報酬額を一定の幅で区分した「標準報酬月額」を基に保険料を計算します。これは、残業手当などによって毎月変動する報酬を一定の区分に当てはめることで、保険料計算を簡便にする仕組みです。例えば、実際の月額報酬が295,000円であったとしても、社会保険料を295,000円そのものから計算するのではなく、該当する等級の「標準報酬月額300,000円」を基礎として計算します。このように、実際に支払われる報酬額と標準報酬月額は、必ずしも一致しません(図4)。また、標準報酬月額は、将来の老齢厚生年金額などにも関係します。

では、この標準報酬月額はいつ決まるのでしょうか。新たに社会保険に加入した際には、資格取得時



【図4】「実際の報酬」と「標準報酬月額」の関係



【図5】標準報酬月額が決まる主なタイミング

に受けることが見込まれる報酬を基に、「資格取得時決定」が行われます。法人化した所長については、法人設立時に決定した役員報酬が、最初の標準報酬月額を決める基礎となります。その後は、原則として毎年4月から6月までの報酬を基に標準報酬月額を見直す「定時決定」が行われます。また、昇給・降給などにより報酬が大きく変動した場合には、一定の要件のもとで「随時改定」が行われることがあります(図5参照)。

なお、標準報酬月額の基礎となる「報酬」には、基本給や役員報酬だけでなく、残業代、通勤手当、住宅手当、家族手当、役職手当なども原則として含まれます。特に、所得税では非課税となることがある通勤手当も、社会保険では報酬に含まれる点には注意が必要です。

一方、賞与が支払われる場合、毎月の標準報酬月額には含めず、「標準賞与額」を基に別途社会保険料を計算します。

(1) 所長の報酬決定における注意点①(額の決定)

法人化を検討する士業事務所にとって特に重要なのが、所長自身の役員報酬と標準報酬月額との関係です。例えば、役員報酬を高く設定すれば、原則として標準報酬月額も高くなり、所長本人が負担する社会保険料だけでなく、法人が負担する社会保険料も増加します。反対に役員報酬を低く設定すれば、当面の社会保険料負担を抑えることはできます。

しかし、「社会保険料が安くなるから役員報酬は低い方が得」と考えるのも適切ではありません。標準報酬月額は、将来受給する老齢厚生年金の額にも反映されます。さらに、役員報酬については、従業員の給与のように「今月から少し上げよう」「来月から下げよう」と自由に変更できるものではありません。税務上の取扱いも考慮しながら、法人設立時にその金額を検討する必要があります。したがって、法人化する際の役員報酬は、単に「所長が毎月いくら受け取るか」という問題ではなく、法人の利益、税金、社会保険料、将来の年金等を総合的に考えて決定する必要があります。

(2) 所長の報酬決定における注意点②(在職老齢年金)

すでに老齢厚生年金を受給している(あるいは近い将来年金を受給できる)所長が法人化する場合には、「在職老齢年金」についても考えておきましょう。

在職老齢年金とは、老齢厚生年金を受給している人が厚生年金保険に加入しながら働く場合に、受け取っている年金額と給与や役員報酬等の額に応じて、老齢厚生年金の一部又は全部が支給停止されてしまう仕組みです。個人事務所の所長として国民年金に加入していたときには、原則としてこの仕組みの対象とはなりませんが、法人化して法人から役員報酬を受けると、在職老齢年金による支給停止の対象となる可能性があります。

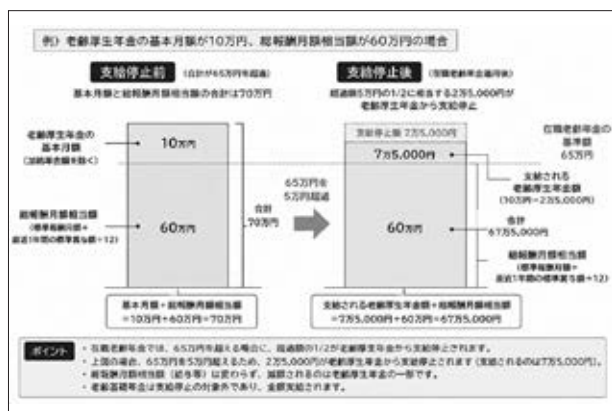
在職老齢年金では、老齢厚生年金の月額と、給与・役員報酬や賞与を一定の方法で月額換算した額を基に支給停止の有無が判定されます。令和8年度は、その合計額が65万円以下であれば、老齢厚生年金は全額支給され、65万円を超える場合には、超えた額の2分の1が支給停止されます(図6)。

なお、老齢基礎年金は支給停止の対象とはなりません。

以上のとおり、法人化を考えている所長に注意していただきたいのは、役員報酬の決め方によって、社会保険料だけでなく、実際に受け取ることでできる年金額まで変わる可能性があるという点です。

3 労働保険や労働関係法上は大きな変更は生じない

ここまで社会保険について説明してきましたが、



【図6】在職老齢年金の計算例

労働保険や労働関係法は、基本的に「個人か法人か」ではなく、労働者を使用しているかどうか等によって適用されます。	
制度・項目	法人化との関係・ポイント
労災保険	原則として労働者を1人でも使用すれば適用されます。個人事業所であっても同様であり、法人化によって初めて加入する制度ではありません。
雇用保険	個人・法人を問わず、法の所定労働時間や雇用見込みなどの加入要件を満たす労働者は被保険者となります。
労働基準法	個人・法人を問わず、労働者を使用すれば適用されます。労働時間、休日、年次有給休暇、割増賃金などのルールも基本的に同じです。
その他の労働関係法	最低賃金法、労働契約法、労働安全衛生法などについても、法人化したこと自体によって適用関係が大きく変わるものではありません。
所長本人	個人事業所の所長は原則として労働者ではありません。法人化して法人の代表者となった場合も、原則として労働基準法上の労働者にはなりません。

※法人化によって事業主が「個人」から「法人」へ変わるため、労働関係法の適用変更等の手続きが必要となる場合があります。

【図7】労働保険・労働関係法と法人化

労働保険や労働関係法については、法人化によってその取扱いが大きく変わるわけではありません。社会保険では「法人であること」自体が強制適用の大きな要件となりますが、労働保険や労働関係法では、基本的に個人事業か法人かではなく、労働者を使用しているかどうかが重要だからです。

例えば、労災保険は原則として労働者を一人でも使用すれば適用され、雇用保険も一定の要件を満たす労働者について加入が必要です。また、労働基準法に定める労働時間、休日、年次有給休暇、割増賃金などのルールについても、個人事務所と法人事務所で基本的な違いはありません(図7)。

ただし、法人化によって労働保険等について名称変更等の手続きが生じる場合があります。また、就業

規則や雇用契約書、36協定などについても、事業所名や使用者名などの記載を確認しておくといでしょう。

4 社会保険は「経費」であると同時に人材への「投資」―法人化による信用力の向上も

法人化による社会保険料の会社負担は、決して小さなものではありません。しかし、社会保険料を単なる「経費」「負担」としてだけ捉えるのではなく、人材を採用し、長く働いてもらうための「投資」という視点も必要ではないでしょうか。

求人を出した際、その求人者が法人なのか個人事業主なのかによって、求職者の反応が変わってくることも想像できます。また、実際に社会保険の適用に関して言えば、ある調査によると、労働者の37.8%が「社会保険に加入できる求人」を「魅力的」と回答しています。

そして、法人化にはもう一つ、事務所の対外的な信用や受注機会の増加という側面もあり得るでしょう。ケースバイケースではありますが、法人だからということも相まって大型案件の受託につながった、などと聞くこともあります。

法人化によって新たに生じる社会保険料の事業主負担を見ると、「こんなに負担が増えるのか」と感じるかもしれません。しかし、特にこれから職員を採用し、事務所を成長させていこうと考えているのであれば、社会保険料は単なる経費ではありません。人材を採用し、定着させ、長く活躍してもらうための投資という側面があります。さらに、法人という組織形態そのものが、新たな取引や受注の機会につながる場合もあり得るでしょう。法人化を検討する際には、増加する負担だけでなく、こうしたプラスの側面についても併せて考えてみてはいかがでしょうか。

実は長野県松本市が“誕生の地”だった 土地家屋調査士制度発祥の地碑 清掃活動の実施

～土地家屋調査士法制定75周年を迎えて～

長野県土地家屋調査士会 広報部長 宮下 寛



清掃終了後の記念撮影

「土地家屋調査士制度の発祥の地はどこですか？」
そう聞かれて、皆さんはどこを思い浮かべるでしょうか。東京？ それとも、何となく霞が関あたりでしょうか。

実は——長野県松本市なのです。

私たち長野県土地家屋調査士会の会員にとっては、ちょっと自慢してもよい話ではないでしょうか。そんな「土地家屋調査士の聖地」ともいえる松本市に建つ「土地家屋調査士制度発祥の地碑」の清掃活動を、土地家屋調査士法制定75周年の記念事業の一環として、去る7月29日(水)に大々的に実施しました。

普段からこの記念碑は、長野会中信支部の会員有志の皆さんによって、定期的に除草や清掃が行われています。石碑を丁寧に洗い、周辺の草を刈り、落ちているごみを拾う。派手さはありませんが、こうした地道な活動によって、私たちの歴史を刻んだ大切な碑が今日まで守られているのです。

今回は75周年(土地家屋調査士法の制定の日：昭和25(1950)年7月31日)という節目であり、新聞社にも声をかけ、長野会からはいつも管理してくださっている中信支部支部長ほか当番の面々、正副会長をはじめ有志理事が参加。さらに、同日に研修を実施していた測量研修委員会の皆さんにも加わっていただきました。

そして、何とんでも東京・水道橋から駆けつけてくださったのが、日本土地家屋調査士会連合会(日

調連)の岡田潤一郎会長です。長野会の田口正幸会長が事前にお誘いしていたとはいえ、全国組織の会長自らが松本まで足を運んでくださるとは、大変ありがたいことです。

こうして当日は総勢16名。石碑の前はいつもの静かな雰囲気から一転、ちょっとした「土地家屋調査士大集合」となりました。まずは石碑を洗い、周辺の草刈りとごみ拾い。暑い中での作業でしたが、皆さん黙々と作業に励みました。もっとも石碑は、長年そこに立っているだけあって、なかなかの風格です。皆さんの手によって磨き上げられた石碑は、いつも以上に輝きを増したように感じました。

ところで、この記念碑には、ちょっとした「秘密」があります。



皆さんで作業

この碑は、当初、現在の「まつもと市民芸術館」の場所にあった松本市民会館に建立されました。土地家屋調査士制度制定45周年を記念して建てられ、1994年の除幕式には、全国からなんと約2,000人もの関係者が集まり、盛大に祝われたそうです。その後、2001年の松本市民会館取り壊しに伴って、松本市美須々のエア・ウォーターアリーナ松本(松本市総合体育館)北側へ移設。さらに2014年、現在の南側にある芝生広場へ移され、現在に至っています。

つまり、この石碑もまた松本の街の中で「引っ越し」を経験しているわけです。しかも、人間の引っ越しとは違って、石碑はかなりの重量級。移設に携わった皆さんのご苦労がしのべれます。岡田会長からご教示いただきましたが、この御影石の石碑の元石は遙か地中海イタリアから海を渡ってきたそうです。

そして、さらに興味深い話があります。

この記念碑、実は「タイムカプセル」になっているのです。建立された際、石碑の内部に何かが収蔵されたというのです。さて、いったい何が入っているのでしょうか。当時の資料なのか、写真なのか、それとも未来の土地家屋調査士へのメッセージなのか。まさか当時の測量機器のミニチュア……ということはないでしょうが、想像は膨らみます。

そして、もう一つ気になるのが「いつ開けるのか」ということ。100周年でしょうか。それとも、もっと早い80周年、90周年でしょうか。正直なところ、筆者の年齢を考えますと、100周年では「現役の土地家屋調査士として立ち会う」という目標は、かなり高いハードルになりそうです。できれば80周年くらいで開けていただければ、「その瞬間に立ち会えるかもしれない」と、密かに期待しているところです。75周年を迎えた今、あと5年。そう考えると、80周年が急に身近に感じられます。

今回の清掃活動の最後に、岡田潤一郎会長からいただいた言葉が、強く心に残っています。

「我々にとって松本は聖地なのです。」

短い言葉でしたが、非常に温かく、同時に身の引



磨く 磨く 磨く

き締まる思いがしました。

土地家屋調査士制度がここ松本の地から始まり、75年という長い年月を歩んできたその歴史の一端を、私たちは今、受け継いでいます。そして、この記念碑は、その歩みを静かに見守ってきた「証人」でもあります。

今回、あらためて石碑を磨きながら感じたのは、私たちが磨いているのは単なる「石」ではないということです。そこに刻まれている先人たちの思いと、75年にわたる土地家屋調査士の歴史そのものを、少しずつ磨き直しているような気持ちになりました。

これからも中信支部の皆さんに協力させていただきながら、この記念碑を大切に守っていきたいと思います。そしていつの日か、タイムカプセルが開かれるその日が来たなら――。

その中から何が出てくるのか、今から楽しみでなりません。できればそのときも、元気な「現役土地家屋調査士」として、石碑の前に立っていたいものです。

※二次元コードは長野会ホームページにある「調査士制度発祥の地」のページに飛びます。



愛しき我が会、 我が地元

5巡目

Vol. 152

徳島会

『徳島会から待望の誕生！

新マスコット「くるる」』

徳島県土地家屋調査士会 広報部長 中西 裕一



堅苦しいイメージを持たれがちな土地家屋調査士の仕事を、もっとたくさんの方に親しみをもって身近に感じてほしい。そんな当会の熱い想いから、今年ついに徳島県土地家屋調査士会の公式マスコットキャラクターが誕生しました。その名も「くるる」です！

「くるる」は、徳島に古くから伝わる民話や、どこか憎めない愛嬌でおなじみの「タヌキ」をモチーフにしています。大きなしっぽと、くりくりとした愛らしい瞳がチャームポイントで、一見難しそうに見える境界や登記の話を一気に身近にしてくれる、まさに当会の救世主としてこれからの活躍が期待されて

います。

この「くるる」を会員の皆様や地域の方々にお披露目するにあたり、当会の会報誌で誕生の特設ページを用意しました。その際、ただイラストを掲載するだけでなく、くるるが主役となって土地家屋調査士の仕事や人柄をコミカルに分かりやすく紹介する「四コマ漫画」を合わせて掲載するという試みを行いました。

これが想像以上の反響を呼び、可愛いビジュアルと楽しいストーリー仕立ての発信によって、くるるは最高の発進を飾ることができました。

この「くるる」の誕生を記念して、当会では実用性とPR効果を兼ね備えた、こだわり満載の「3つのオリジナルグッズ」を制作しました。どれもくるるの魅力がぎゅっと詰まった自信作です。

まず1点目は、デスク周りや窓口を華やかに彩る「アクリルスタンド」です。くるるがちょこんと立っている姿がとても愛らしく、無料相談会やイベント、会合の受付窓口などに飾る広報ツールとして大活躍しています。これを見たお客様が「あ、可愛いタヌキがいる！」と足を止めてくださることも多く、笑顔で会話を始めるための最高のきっかけ作りの役割を果たしてくれています。



2点目は、当会のソフトボールチームでお披露目された「ユニフォーム用ワッペン」と、それに伴う



チーム仕様のくるるデザインです。当会では土業対抗ソフトボール大会を通じ、土業間の交流を大切にしていますが、今回のキャラクター誕生に合わせて、ポール風バットを構えたスポーツ万能仕様のくるるを新たにデザインしました。そし

て、そのくるるをあしらった特製のユニフォーム用ワッペンを制作し、メンバーの胸元に配置したのです。ユニフォームの胸元で輝くくるるの姿に、チームの士気は一気に跳ね上がりました。

そして3点目が、私たち土地家屋調査士の日々の実務に欠かせない相棒とも言える測定工具、「メジャー」です。メジャーの本体シール部分に、くるるのロゴマークをデザインした特製限定ノベルティを制作しました。本品は、ノベルティということもあり、現場でプロが使う道具とはなりませんが、くるるの

ワンポイントが入ることで愛着もひとしおです。これを仕事やイベントでお会いする方々へお渡しして、手にした方がいつでも一目で土地家屋調査士を思い出してくれるような、お気に入りの一品に仕上がりました。



おわりに

今年、徳島県土地家屋調査士会に新しく仲間入りした「くるる」は、アクリルスタンド、スポーツ仕様のワッペン、そしてメジャーと、様々なグッズへと姿を変えて皆様の元へ笑顔を届けています。

これからもこの愛される新相棒と一緒に、四コマ漫画に続くような楽しくて親しみやすい広報・啓発活動をどんどん展開してまいります。当会の自慢のキャラクター「くるる」とオリジナルグッズの数々を、どうぞよろしくお願いいたします！

旭川会 『測量家 間宮林蔵の足跡』

旭川土地家屋調査士会 広報部 辻 洋太

皆さんは、「大日本沿海輿地全図」をご覧になったことがあるでしょうか。通称「伊能図」と呼ばれているものです。伊能忠敬が全国を歩いて測量し、その成果をもとに作製されたことは、測量に携わる者でなくともよく知られています。

その伊能図の最北には、当時「蝦夷地」と呼ばれた北海道も描かれています。その姿は、Google マップ等の衛星写真で確認できる北海道の姿とほぼ同じであり、その精緻さには改めて驚かされます。

伊能忠敬が蝦夷地を訪れたのは、全10回に及ぶ測量遠征のうち、実は第1次測量の一度だけです。50歳で幕府天文方・高橋至時に弟子入りした忠敬は、天文学や測量術を学び、やがて地球の大きさを導き出すことに関心を抱きまし

た。師に相談したところ、「緯度1度間の正確な距離を導き出すなんて、江戸から蝦夷地くらいまでは測定しなきゃ（笑）」と諭され、「ほな、行くかぁ」と思い至り、幕府の許可を経て、寛政12年(1800)に55歳にして蝦夷地測量へと旅立ちます。まさにフットワークの軽いお方です。

伊能忠敬は、東北地方を経て松前から蝦夷地に入り、函館から太平洋岸をひたすらに東へ進み、現在の別海町付近まで到達し、そこで当初の目的を達したことから蝦夷地測量を終了しました。以後、忠敬自身は、宗谷やオホーツク海側、日本海側北部を自ら測量することはありませんでした。

それでは、伊能図に描かれた北海道の北半分の海岸線は、誰が測ったのでしょうか。

ここで登場するのが、本稿の主役、間宮林蔵です。林蔵は、現在の茨城県つくばみらい市に生まれ、蝦夷地調査隊の従者として函館に滞在しました。そこで測量遠征中の伊能忠敬と運命的な出会いを果たします。林蔵は、忠敬を師と仰ぎ、その測量技術を学びます。蝦夷地滞在中に各所を測量し続け、忠敬のもとへ成果を送り続けます。その成果が、伊能図の完成に大きく寄与したと考えられています。従来は、忠敬が測量していない北海道北部を林蔵が補ったものと考えられていましたが、近年では、最終的な伊能図の北海道南部についても、林蔵の再測成果が反映されていることが明らかになってきています。林蔵の蝦夷地測量は、沿岸だけでなく内部の奥深くや北方領土をはじめとした属島にまで及んでいます。半世紀後に蝦夷地をくまなく探検した松浦武四郎が、各所で林蔵の踏査形跡に出会うこととなります。

間宮林蔵には、測量家だけでなく探検家としての顔もあります。幕府の命を受け、文化5年(1808)以降、二度にわたり樺太(現：サハリン)を探検しました。当時、大陸と陸続きなのか島なのかも明確ではなかった樺太を踏査し、海峡の存在を確認しました。その功績から、樺太とユーラシア大陸との間の海峡には、『間宮海峡』の名が残されています。

北海道本島最北端である稚内市の宗谷岬には、今も樺太の方向を見つめる間宮林蔵の立像が建っています。さらに宗谷岬から西へ約3キロ進むと、『間宮林蔵渡樺出港の地』の碑があります。29歳の林蔵は、この付近から樺太探検へ旅立ったとされています。晴れた日には、海の向こうにサハリンの島影を見ることが出来ます。二百年以上前、この海を渡り、



樺太を見つめる間宮林蔵の立像



間宮林蔵渡樺出港の地の碑

未知の土地を測ろうとした林蔵の度胸と探究心には感服するほかありません。

稚内市街を見下ろす稚内公園の『北方記念館』では、間宮林蔵をはじめ、近世の宗谷・樺太や北方の地図作製に携わった人々について紹介されています。また、稚内市には、林蔵をモチーフにしたキャラクター『りんぞうくん』まで存在します。間宮海峡発見200周年を記念して誕生した、市公認のキャラクターです。

伊能忠敬ほど「測量家」として知られてはいない間宮林蔵ですが、伊能図の北海道を眺めれば、その仕事か私たちの測量史に確かな足跡を残していることがわかります。

稚内を訪れる機会がありましたら、ぜひその足跡をたどってみてください。

もっとも、同じ旭川会の管轄内でありながら、旭川市から稚内市までは約240キロの距離があります。北海道内を旅行する際は、どうぞ計画的に。



道の駅スタンプにも描かれるりんぞうくん

「測量・地理空間情報イノベーション大会2026」 に参加して



去る7月1日(水)に、福岡市のサテライト会場で「測量・地理空間情報イノベーション大会2026」の講演を拝聴させていただきました。イノベーションから取り残されている私にとっては、測量・地理空間情報に関する講演は、正直に言えば難解でした……。ただ、その中でも写真から3DCGを生成する「フォトグラメトリ(写真測量)」については、以前から関心があり、非常に興味深いものでした。

講演の中で、スマートフォンやUAV (Unmanned Aerial Vehicle: 無人航空機)を用いた3次元データ取得の実務的ポイントを体系的に解説していただき、スマホを使った「地上フォトグラメトリ」に関する測量の方法や注意点など非常に興味深く、純粋に「面白い」と感じました。講演を聞き終えた頃には、「実務で使えるかはともかく、これは一度やってみよう!」という思いに至りました。

モバイル端末から地上画像を取得できる「Pix4D Catch」というアプリをインストールしたスマホを持ち、道路や測量対象物を往復しながら何度も撮影を行います。その際、十分なオーバーラップを確保しつつ、様々な角度から撮影する必要があるようで

す。UAVと違い、地上ベースでは撮影角度・位置の統一が難しく、周回撮影・複数回の撮影によって誤差の解決を図るといいます。

その後は、事務所へ画像データを持ち帰り、現地で撮影したデータを「Pix4D Matic」というアプリで解析し、3D点群やオルソモザイクに変換します。しかしながら、現時点ではRTK (Real Time Kinematic)や基準点と連動した座標管理で全体の精度を確保する必要があるなど、問題点もあるようです。草木が多い地形の場合には、このフォトグラメトリによる測量は難易度が一段と高くなるそうです。

以上のとおり、現時点では、土地家屋調査士の業務にはまだまだTS (Total Station)を用いた細部測量は必須であり、精度についても土地家屋調査士の業務にそのまま利用できるものではありません。とはいえ、UAVを含め、スマホによる「地上フォトグラメトリ」についても、先々は、そういった測量が一般的になる時代がいずれ訪れるものだと考えています。

休業時代から現在までTSでの測量をひたすら行っている私としては、新しい技術によって測量の形が根本から変わっていくのは、ある種複雑な気持ち

ちです。ただ、よくよく考えてみれば、平板測量の時代から測量されていた先輩の先生方にとっては、TSの出現による変化も同様に、新たな学びが必要だったのではないのでしょうか。それを考えれば、是非に及ばず、新しい技術を学び、対応していかざるを得ないのは、土地家屋調査士である以上、当然であると考えています。

最後に、ここ数年、様々な分野でAIの活用が急

速に進んでいます。「フォトグラメトリ」においても、画像データから得られる情報は位置や形状のみならず、撮影されたものがポストなのか高圧電線なのか住宅なのか、建物や構造物の種類まで解析することができるようになるようです。最終的には、隣接建物の所有者や地積測量図の有無など、ありとあらゆる情報が「調査」するまでもなく、自動的に生成されるようになるのでは……と想像しています。

広報員 茶山 隆之(福岡会)

令和8年度 中部ブロック協議会定時総会及び担当者会議



令和8年7月3日(金)、福井市のホテルフジタ福井において、福井県土地家屋調査士の設営により、令和8年度中部ブロック協議会定時総会が開催されました。

総会は、福井会・山崎勇二会長の歓迎の挨拶により開会しました。山崎会長からは、前回の福井会設営時は新型コロナウイルス感染症の影響によりZoomを利用した開催であったこと、さらにその前の設営年には、当時の戸田昌浩会長が急逝されたことについて触れられました。中部ブロック協議会各会の役員が一堂に会し、無事に総会を開催できることへの喜びと安堵が述べられ、久しぶりに晴れやかな雰囲気の中での開会となりました。

続いて、中部ブロック協議会・今瀬勉会長、さらには来賓の皆様からご挨拶をいただきました。その

後、前年度の会務報告及び収支決算、本年度の事業計画及び収支予算などの議案が審議され、いずれも原案どおり承認されました。

総会では、各会が単独で解決することが難しい課題について、中部ブロック協議会全体で情報を共有し、連携して取り組むことの重要性が改めて確認されました。とりわけ、所有者不明土地の解消、未登記建物の解消、災害発生時の復旧・復興支援などは、土地家屋調査士の専門性を社会に活かす上で、今後ますます重要になるものと思われます。

総会終了後に開催された懇親会では、名古屋法務局長 土手敏行様をはじめとするご来賓の方々を交え、中部ブロック協議会役員間で親睦を深めるとともに、日頃の業務や会務に関する活発な情報交換が行われました。制度や地域事情には違いがあるもの





の、共通する課題も多く、直接顔を合わせて話をすることの大切さを感じる機会となりました。

翌4日(土)には、会長会議をはじめ、総務・財務、業務・社会事業、研修、広報、ADRセンターなど、それぞれの部門に分かれた担当者会議が開催されました。

会長会議では、中部ブロック協議会が進める「土地家屋調査士未来プロジェクト」に関連して、所有者不明土地及び未登記建物の問題が取り上げられました。相続登記の義務化については、広く周知されつつある一方、建物を新築した場合等の表題登記の義務については、国民に十分認識されていないとの意見がありました。今後は、表題登記の必要性とともに、それを担う専門家が土地家屋調査士であることを分かりやすく伝えていく必要があります。

また、能登半島地震後の相談対応では、現存する建物が未登記であったり、既に存在しない古い建物の登記が残されていたりしたため、公費解体、滅失登記、補助金申請などに支障をきたした事例が報告されました。災害が発生してから建物の状況を確認することには、大きな困難が伴います。平時から建

物の登記を適正な状態にしておくことが、円滑な復旧・復興につながるとの認識が共有されました。

業務・社会事業担当者会議では、各会が本年度に重点的に取り組む事業について報告が行われました。所有者不明土地・建物管理制度については、裁判所から土地家屋調査士会へ管理人候補者の推薦依頼が行われ、実際に土地家屋調査士が管理人に選任された地域もあります。特に、境界確認を目的とする場合には、土地の調査・測量及び筆界に関する専門的知識を持つ土地家屋調査士が適任であるとの意見が示されました。一方、推薦候補者の選定方法、受任体制、利益相反への対応、報酬など、今後整理すべき課題も報告されました。

さらに、市町村における課税情報や境界確認申請の取扱い、国土交通省が管理する道路・河川との境界確認などについても意見交換が行われました。自治体や窓口担当者によって取扱いが異なることや、既設の境界標、管理図、地積測量図及び現況に不整合がある場合の対応など、実務上の問題が共有されました。各地域の事例を蓄積し、行政機関との継続的な協議につなげていく必要性が確認されました。

研修担当者会議では、日調連新人研修の講師、講義内容、配布資料、グループ討論及び発表方法などについて具体的な協議が行われました。新人会員が土地・建物の調査測量、筆界確認、登記申請、事務所運営及び報酬など、実務に直結する知識を体系的に習得できる研修とするため、各会が役割を分担して準備を進めることとなりました。また、各会における年次研修の開催方法、研修単位の管理、受講率向上のための取組についても情報交換が行われました。

広報担当者会議では、新聞広告、無料相談会、





SNS、出前授業、大学での講座、地域行事への参加など、各会の特色ある取組が紹介されました。土地家屋調査士の業務内容は、一般の方には分かりにくい面があるため、相談会の開催だけでなく、学校教育や地域行事などを通じて継続的に発信することが、認知度の向上と将来の担い手確保につながるものとの意見で一致しました。

ADR 担当者会議では、筆界特定制度との役割分担、オンラインによる相談・調停、空き家や災害に関連する問題への活用などについて協議されました。ADR は、筆界だけでなく、所有権界、越境物、通行などを含む問題について、当事者の話し合いと合意による解決を目指すことができる制度である一方、相手方の応



諾が得られずに手続が進まない事例や、相談件数に比べて申立件数が少ない現状も報告されました。今後は、筆界特定制度や所有者不明土地管理制度との違いを明確にし、事案に応じた適切な制度へ案内できる体制を整える必要があるとの意見で一致しました。

今回の総会及び担当者会議は、中部ブロック協議会各会が抱える課題や先進的な取組を共有し、今後の会務及び業務の方向性を考える貴重な機会となりました。準備、設営に当たられました福井会の皆様、本当にお疲れさまでした。また、二日間にわたりご参加いただきました中部ブロック協議会各会役員の皆様には、ご多用のところ誠にありがとうございました。

広報員 阿部正貴(福井会)

若手土地家屋調査士の「未来」を拓く

12人の「若手」/土地家屋調査士

第13回 働き方の選択肢が広がる土地家屋調査士の未来

—同業夫婦が語る、土地家屋調査士のリアルな働き方と暮らし方

大阪会 勝見 吉昭 会員、中村 真紀 会員

土地家屋調査士の世界では、個人事務所として独立開業するのが一般的で、繁忙期には長時間労働が続くことも少なくありません。働き方改革が進む社会の中でも、現場対応や図面作成に追われる日々は変わらず、「働きづめ」の状況が続いています。しかし、近年、法人勤務という新しい選択肢が少しずつ広がり、働き方の多様化が始まりつつあります。

今回お話を伺ったのは、お二人とも令和7年10月1日に会員登録された勝見吉昭会員(以下、勝見会員)と中村真紀会員(以下、中村会員)。同じ法人で出会い、同じ試験で合格し、現在は夫が独立、妻は法人勤務という“新しい形の土地家屋調査士夫婦”です。

開業したばかりの人、登録を迷う人、これから試験を受ける人にとって、働き方の選択やオンオフの切替えは、大きな悩みなのではないでしょうか。お二人のリアルな声から、そのヒントを探っていきます。

■土地家屋調査士を選んだきっかけ

田中：まず、土地家屋調査士を目指されたきっかけを教えてください。

勝見会員：内容が薄すぎるかもしれませんが(笑)、もともと宅地建物取引士の資格を持っていて、不動産賃貸の仕事をしていました。次は、何をしようかなと考え、資格の本で目に留まったのが、土地家屋調査士の仕事でした。

田中：測量や図面など、ハードルの高さは感じませんでしたか？

勝見会員：それほど高くは感じず、割とすっと入っていったように思います。試験勉強を始めて、そこでJFD土地家屋調査士法人(以下、JFD)に入社しました。

田中：中村会員はいかがですか？

中村会員：前職を辞めて何をしようかなと考えていたときに、大学院の恩師から声をかけられて、研究室を手伝うことになりました。経済学部でまちづくりがテーマでした。ある日、恩師から聞かされた「昨日飲んだ面白い人」というのが、地元の土地家屋



調査士の先生のことで、「土地家屋調査士の仕事は、中村さんに向いていると思った」と言われたのです。さっそく調べてみたところ、確かに面白そうだなと思ったのが、この世界に飛び込んだきっかけでした。**田中：**経済学から測量の世界へ飛び込むのはすごいですね。

中村会員：受験するなら合格しなければという気持ちで、スクールの流れに沿って勉強しました。地元の和歌山より大きなところで経験を積みたいと思い、大阪の法人を選びました。恩師から話を聞いたのが年末で、測量士補試験の申込締切りが間近だったため、急いで申し込んで、半年後にはJFDに入社していました。

■法人勤務の強み —「相談できる人が隣にいる」

田中：実務経験ゼロで法人に入られたとのことですが、どのように仕事を覚えていきましたか？

中村会員：まずは建物案件から教えてもらいました。補助者、本職どちらも百戦錬磨の方がいらっしやるので、相談しやすい環境でした。個人事務所の場合は、仲間でもライバル。一方、法人では隣に聞ける人がいる。「勝見さん、これどうしたらいいですか?」と、すぐに相談できる環境が素晴らしいと思っています。

勝見会員：困ったら誰かに聞く、数をこなして覚え

ていくのがJFDのやり方です。わからないことは誰かが知っているし、誰かが助けてくれます。

田中：法人勤務のメリットは、案件数の多さだけではないようですね。中村会員は、産前産後休業・育児休業を取得し、復帰後も同じ席が残されていたと聞きました。

中村会員：はい。女性の土地家屋調査士の人数は少ないですが、法人だから働きやすいよ、と胸を張って言えます。JFD大阪事務所では、私が初めて産休・育休を取得したのですが、復帰後も復帰前と同じだけの仕事を任せてくれます。今では、JFD京都事務所でも同じように産休・育休を取得した方がいて、復帰したら席がそのまま残っていたそうです。これは本当にありがたいことだと思います。

■同業夫婦だからこそできる理解と支え合い

田中：お二人はどのように距離が縮まったのですか？

中村会員：二人とも建物案件を担当していたので、忙しいタイミングが一緒でした。お互い独り身で、一年半ほど一緒にご飯を食べに行く日が続きました。日中いろんなことを聞いたり話したりしているのに、ご飯を食べに行っても話が盛り上がる。気がついたら隣にいるのが当たり前になっていました。

勝見会員：お互い仕事の忙しさがわかるから、共感できる部分が多かったのだと思います。例えば、仕事の相談である程度自分の中で解決策が出ていたとしても、話したかったから会う機会を作るということもありました。

田中：同業だからこそ、互いの忙しさやプレッシャーが手に取るようにわかるんですね。

中村会員：今日しか都合がつかない立会いの場合で

も、立場がわかるので、「行ってきたよ」と背中を押せる。普通であれば「また？」と思うかもしれませんが、同じ仕事をしているからこそ理解できるのだと思います。

■オンオフの切替え

—「子どもがスイッチを入れてくれる」

田中：オンオフの切替えは難しくないですか？

中村会員：子どもがいるのは大きいと思います。夫は気が付けば仕事部屋で仕事をしているのですが、5歳の子どもが「なんでまたお仕事しているの？」と引き戻しに行ってくれます。無理矢理オンオフをつけてくれている感じですね。

勝見会員：できるだけ子どもの状況に合わせています。まずは、子ども優先です。

田中：独立すると、時間の使い方は自由になる一方、オンオフの境界が曖昧になりがちですものね。家族の存在が、自然な切替えを生むこともありますよね。

■独立一年目のリアル

—「思ったよりお金が残らない」

田中：独立されて、法人勤務との違いはありますか？

勝見会員：思ったよりお金が残らないことでしょうか(笑)。法人で働いていたときは、売上げや自分の給料はある程度確保されますが、独立すると、経理も営業も全部自分でやらなければなりません。結局、「これだけしか残らないのか」と思ってしまいます。

中村会員：独立したのを傍で見ていると、勤めていたときよりもストレスがなくなって、うらやましいなと思うこともあります。

勝見会員：勤めていたときより、ストレスはなく



なったかもしれません。その分、「しっかりしないと」
と思いますよ(笑)。

中村会員：私は、会社の規則内で働かなければなりません、雇用者として制度に守ってもらえるところがメリットです。決められた時間は働かなければなりません、夫が子どものお迎えをしてくれるので、お互いにいい選択をしていると思います。

■土地家屋調査士の魅力 —「謎解きみたいで楽しい」

田中：土地家屋調査士業務のやりがいはどこにありますか？

勝見会員：飽きないところですよ。知らないことに対応しなければならない場面もありますが、それが楽しいと思えばいい仕事だと思います。また、現場対応も好きです。

中村会員：謎解きみたいな部分もあると思います。古い資料や地形から「そういうことか」と、腑に落ちた瞬間の気持ちよさは言葉にできません。人の財産を守るだけでなく、社会貢献にもなりますし、何よ

り需要が高く終わりがいいから、いくらでも成長できる仕事です。独立でも法人でも、技術を身につけたらどこでもやっていけます。私には、身近に「すごい」と思える金城先生、松川先生という師匠がいるので、当面の目標としては、師匠たちから吸収してちょっとでも追いつき、自分自身のいいところも磨いていきたいと考えています。

■まとめ

土地家屋調査士の働き方は、これまで個人事務所が中心で、長時間労働が常態化していました。今回のインタビューは、そんな業界において「働き方の選択肢が広がる未来」を示しています。法人勤務という新しい選択肢。独立しながらも家庭と両立する姿。女性がキャリアを途切れさせず働ける環境——。土地家屋調査士業界は、確実に変わり始めています。そして、その変化は、これからこの業界を目指す人にとって、大きな希望となるのではないのでしょうか。

広報員 田中 秀典(大阪会)取材・文

令和8年度

こども霞が関見学デー



連合会広報部

令和8年7月29日(水)、30日(木)の2日間にわたり、法務省をはじめとする関係府省庁が連携する夏の恒例イベント「こども霞が関見学デー」が開催されました。社会の仕組みを学び、親子のふれあいを深めることを目的とした本イベントにおいて、日本土地家屋調査士会連合会(日調連)は、今年も法務省敷地内で趣向を凝らした広報ブースを出展しました。

定番となった「トータルステーションによる測量体験」や「境界標スタンプラリー&ガチャガチャ」、本格的な「ドローン飛行シミュレーター」に加え、人気ゲーム『Minecraft (マイクラフト)』のワールド内に特製「とちかビル」を建設した体験企画など、最新のデジタル技術を取り入れたプログラムを展開しました。

連日の猛暑にもかかわらず、ブースは連日大盛況となり、法務省全体でも過去最高規模の来場者数を記録しました。期間中には、法務大臣をはじめ、法務省関係者の皆様にも多数お越しいただき、子どもたちが目を輝かせて体験に没頭する姿や、土地家屋調査士の役割を伝える私たちの広報活動に深い関心をお寄せいただきました。

測量機器を真剣に覗き込む真摯な眼差しや、ゲームをクリアして歓声を上げる子どもたちの笑顔を通じ、算数・数学が社会でどう活きるのか、そして「土地家屋調査士」という専門職の魅力を未来の世代へどう届けるのかを考える大変有意義な機会となりました。

猛暑の中で一致団結してイベントを支え抜いた広報部役員・広報員・東京会の協力員、及び日調連事務局職員の奮闘と、会場の熱気を伝える各担当者からのレポートをお届けします。

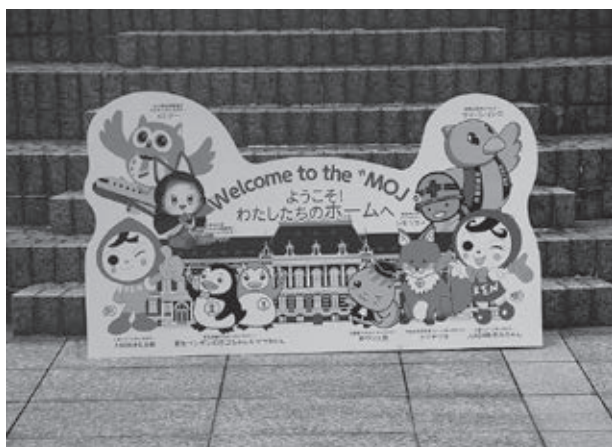
広報員 石瀬 正毅(東京会)

トータルステーションによる測量体験ブースを担当しました。ご参加いただいた子どもたちには、その年齢によって説明内容を変え、距離の公式を学んでいる6年生以上には、公式による距離の求め方を説明しました。今年はブースが縮小したため、トータルステーションの設置が1台となり、2日間ともかなりの行列になってしまいましたが、多数の子どもたちに測量の体験をしていただきました。

中学3年生には三平方の定理による説明、高校2年生には三角関数による説明を行いました。

小学生以下の子どもたちには、単純に望遠鏡を覗いてターゲットのミラーを見てもらい、測距ボタンを押して距離が測れること、また算数及び数学が、将来仕事でも役に立つということに重点を置いて説明しました。

お子様に伴同している保護者の方にも積極的に望遠鏡を覗いていただいたところ、子どもよりも興味を持っていた方も多数おられました。





広報員 北條 誠治(長野会)

前年度に引き続き、来場者の皆様にトータルステーションによる距離測定を体験していただきながら、土地家屋調査士の仕事について広報を行いました。体験した子どもたちや保護者の方からは、「遠くがこんなにはっきり見えるのですね。今まで道路で見かけても、何をしているのだろうと思っていましたが、こうやって距離を測って図面を作っているのですね」「高校時代に、sinやcosは一体何に使うのだろうと思いながら勉強していましたが、こういう場面で使うのですね」といった声を多くいただきました。

イベント終了後、駅へと向かう道すがら、先ほど対応したご家族が「今日は楽しかったね」と笑顔で話している姿を見かけました。夏休みの良い思い出に、そして土地家屋調査士を知るきっかけにさせていただけたのではないかと思います。

日調連事務局の職員をはじめ、開催に向けてご準備いただきました関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

副会長 大竹 正晃(神奈川会)

全体的なサポートをさせていただきました。参加者の多くが赤レンガ側の入り口から来場する流れに合わせ、主に中庭の階段下にてスタンプラリー用紙の配布を行いました。子どもたちの興味・関心が高く、来場した子どものほぼ全員に用紙を受け取ってもらうことができ、イベント初期段階での動線確保と動機付けに成功しました。スタンプラリーを終えた子どもたちが、測量体験コーナー、マイクラフト、ドローンシミュレーターなどを続けて体験し、



最新技術を用いたアプローチで、子どもたちの心を確実に掴むことができたと思います。2日間の活動を通じて、生き生きと楽しそうに体験に臨む子どもたちの姿が強く印象に残りました。親しみやすい体験型イベントを通じて、「土地家屋調査士」の仕事や役割を広く知ってもらうことは、次世代の担い手を育成し、業界の明るい将来を築く上で極めて有意義であると実感しました。

広報部次長 桑原 淳(静岡会)

今回の企画の一つとして、子どもたちに人気のゲーム「Minecraft (マイクラフト)」を活用し、オリジナルワールド内に制作したのが、6階建ての「とちかビル」です。参加した子どもたちは、1階から6階までを5分以内にクリアするゲームに挑戦。2階には迷路を設け、土地家屋調査士に関するクイズに答えながら先へ進む仕掛けを作ったほか、4階には、足を踏み外すとマグマに落ちてしまうアスレチックを設けるなど、ゲームを楽しみながら土地家屋調査士について知っていただける内容としました。

開催中は、順番を待つ子どもたちが途切れることなく、2日間を通して大盛況となりました。ゲームを体験した子どもたちには、参加記念として「とちかちゃんミニタオル」と「とちかちゃん缶バッジキーホルダー」を配布しました。

今回の取組は、子どもたちにとってなじみのあるデジタルコンテンツを入口として、普段は接する機会の少ない土地家屋調査士という資格や仕事を知っていただく、新たな広報の試みになったと思います。「まずは楽しんでいただき、その体験を通じて土地



家屋調査士という名前を覚えていただく」という点において、大きな成果を得ることができました。

広報部次長 荒木 崇行(札幌会)

今回もドローンの体験ブースを担当しました。ドローン体験には、DJI社のシミュレーターとプロポ(ドローンのコントローラー)を使用して、ドローン飛行体験をしていただきました。

来場者の多くは小学生ですが、小学生以下、小学生低学年、高学年の年代にかかわらず、興味を持った子は何回も挑戦し、土地家屋調査士とドローンの関連を熱心に聞いてくる子どもや保護者の方が想像よりも多かったと思います。

今回の「こども霞が関見学デー」では、マインクラフトも加わった上にゲーム型の体験ブースだったため、ドローン体験の反響が大きく、2日間を通して行列ができる時間も多かったです。

「こども霞が関見学デー」でのドローン体験を通じて土地家屋調査士に関心を持ってもらい、参加した子どもたちをはじめ、保護者の方にも楽しんでもらえて良かったと感じました。

三度目の参加ですが、今年は来場者が過去最高でした。



広報部理事 岡林 友紀(高知会)

ガチャガチャブースの運営をサポートしました。この企画では、中庭に設置された6か所の境界標を巡ってスタンプを集めた子どもたちが、最後にガチャガチャを回し、景品を受け取ります。景品には、株式会社コノエ様にご協力いただいた「境界標キーホルダー」と、静岡会の桑原広報部次長がデザインした「とちかちゃん缶バッジキーホルダー」を用意しました。いずれもイベント限定の非売品ということもあり、子どもたちに大変好評でした。「毎年このイベントを楽しみにしている」と話してくれるお子さんもあり、特に「とちかちゃん缶バッジキーホルダー」は女の子から人気を集め、「これが欲しい!」と嬉しそうに話す姿が印象的でした。

また、参加した子どもたちからは、境界標についての質問を受けることもあり、私自身も改めて土地家屋調査士の仕事を伝える大切さを感じる機会となりました。今回のイベントを通じて、子どもたちに境界標や土地家屋調査士の仕事を身近に感じてもらうことができ、土地家屋調査士の認知度向上につながる大変有意義な活動となりました。

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



8月16日
～9月15日

今年の夏は、自然災害が連続して発生している。令和8年熊本地震に千葉豪雨、そして石川県、富山県、福井県、愛知県でも大雨による浸水被害が起こった。被災された皆さんは、まさに想定外だったと思う。今やどこで何が起こっても、不思議ではないとつくづく感じている。水道橋の街においても、大雨による神田川氾濫の危険性が叫ばれているが、千代田区のアザードマップを見てみると、以前紹介した夏目漱石の母校・錦華小学校(現お茶の水小学校)が避難場所に指定されている。

8月

21日 法務省人権擁護局長着任の挨拶の応対

今般、法務省人権擁護局長に就任された方は、民事局で地図企画官や法務局長を経験されたこともあり、折に触れ大変お世話になっている。わざわざ連合会会長室にご挨拶に見えられ、地図企画官時代に共に推進した施策の現状等に関して情報交換をさせていただいた。

26日 制度対策本部打合せ(予算・政策要望に関する打合せ)

国の予算及び政策について、私たちの関与すべき分野の要望を重点的に取りまとめるため、制度対策本部役員と打合せを行った。

9月

1日 狭あい道路解消シンポジウムに関する打合せ(電子会議)

本年10月に松山市で開催を予定している「狭あい道路解消シンポジウム」について、愛媛会とWeb会議を開催。地元会の準備がかなりのスピード感で整いつつあることを実感させてもらった。

2日 第7回正副会長会議

9月に入り、自然災害が立て続けに発生しており、正副会長会議において、会員の被災状況及び連合会の対応策を共有した。

2、3日 第5回常任理事会

常任理事会を招集し、2項目の審議事項と15項目の協議事項に関し、方向性も含めて会議を展開した。

4日 愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会講演会講師、愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会令和8年度定時社員総会

私自身、社員でもある地元・愛媛県公嘱協会の総会に出席するとともに時間を頂戴し、土地家屋調査士制度の課題と方向性についてお伝えさせていただいた。

8、9日 全国土地家屋調査士政治連盟 第2回会長会議

今回の全調政連の会長会議は、東ブロックと西ブロックで二日に分けて開催された。両日共に、冒頭の挨拶に伺い、組織の連動こそが制度の推進力に直結する旨をお伝えさせていただいた。

9日 狭あい道路解消に関する勉強会

連合会では、近年、狭あい道路がはらむ問題に警鐘を鳴らし続けてきたが、国会議員の方々に更なる周知と理解を得るため、全調政連と共に勉強会を企画・開催した。

15日 全日本不動産協会との打合せ

連合会は、全日本不動産協会と令和2年に業務提携を締結し、交流を継続しているが、更に一歩進んだ関係を築くため、関係役員と共に協議会に臨む。

8月

18日

○第4回広報部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和8年度のウェブコンテンツの作成について
- 2 令和8年度の広報ツールの作成又は活用について
- 3 受験者の拡大に向けた活動について
- 4 全国広報担当者会同(広報コンテスト)について

○第2回土地家屋調査士総合研究所会議

<協議事項>

- 1 「表示登記制度に関する研究」の日本地籍学会への研究委託について
- 2 土地家屋調査士ADRに関する意見交換会の今後の対応について
- 3 「土地家屋調査士業務に関する研究」における最新技術に関する研究について
- 4 「土地家屋調査士業務に関する研究」における狭あい道路に関する研究について
- 5 土地家屋調査士業務における電子基準点等の利活用について
- 6 取扱事件年計報告書総合計表に関するデータベースの取扱い等について
- 7 法務省法務総合研究所国際協力部からの協力依頼について
- 8 日本地籍学会との連携について
- 9 日本登記法学会との連携について

18日、19日

○第3回財務部会

<協議事項>

- 1 中長期的な財政計画の検討について
- 2 親睦事業の検討及び実施について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程及び日本土地家屋調査士会連合会役員等給与規程について
- 4 拠出型企業年金保険の今後の方針について
- 5 各土地家屋調査士会への事業助成について
- 6 令和9年度予算(案)の策定方針について

19日

○第1回広域監視対策室会議

<協議事項>

- 1 室長の互選及び副室長の指名について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会広域監視対策室規則(案)について

19日、20日

○第2回社会事業部会

<協議事項>

- 1 境界の確認を目的とする所有者不明土地管理制度の手引(案)について
- 2 境界の確認を目的とする所有者不明土地管理制度における土地家屋調査士活用のパンフレットについて
- 3 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害復興支援対策に関する規則及び日本土地家屋調査士会連合会大規模災害復興支援対策に関する規則運用細則の一部改正(案)について
- 4 実用型ODRのマニュアル(案)について
- 5 狭あい道路解消シンポジウムについて
- 6 令和8年度における不動産登記法第14条第1項地図作成事業の入札状況について

○第5回業務部会

<協議事項>

- 1 法務省地図XMLデータに基づく不動産登記法第14条第4項地図街区単位修正事業について
- 2 土地家屋調査士業務取扱要領について
- 3 確認済証等の電子化に伴う所有権証明情報の実務上の取扱いについて
- 4 筆界確認図の社会的浸透を図るための広報活動について
- 5 筆界特定制度について
- 6 登記基準点について
- 7 調査士カルテ Mapについて
- 8 地籍測量図XMLについて
- 9 令和8年度第1回全国ブロック協議会長会同において業務部が説明する連合会が取り組んでいる事項について
- 10 筆界確認図の社会的浸透を図るための広報活動について

26日、27日

○第3回会報「土地家屋調査士」編集会議(全体会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士会の実施する事業等について
- 2 9月号の編集状況について
- 3 10月号以降の掲載記事について
- 4 令和9年度広告掲載の募集について
- 5 令和9年度における会報「土地家屋調査士」の会員への直送について
- 6 令和9年度の「地名散歩」の連載継続について
- 7 令和9年度の「ちょうさし俳壇」の連載継続及び寄稿依頼について

○第3回研修部会

＜協議事項＞

- 1 専門職能継続学習(CPD)制度の改定について
- 2 令和8年度土地家屋調査士新人研修のeラーニング研修(中央研修)における理解度確認テストの設問・回答(案)等について
- 3 令和8年度におけるeラーニングの作成について
- 4 研修に係る関係規則の見直しについて
- 5 令和8年度に実施するウェブ研修会について
- 6 研修管理システム及びCPD管理システムの改修について
- 7 土地家屋調査士特別研修の受講者拡大に向けた取組(ADR認定土地家屋調査士・受講促進用動画の作成等)について
- 8 研修調査アンケートの実施について

9月
2日

○第7回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 第5回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

2日、3日

○第5回常任理事会

＜審議事項＞

- 1 土地家屋調査士特別研修の実施に係る公益財団法人日弁連法務研究財団との委託契約の更新について
- 2 土地家屋調査士新人研修実施要領の一部改正(案)について

＜協議事項＞

- 1 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録様式及び土地家屋調査士登録事務取扱規程付録様式の一部改正(案)について
- 2 土地家屋調査士会綱紀委員会規則(モデル)及び土地家屋調査士会注意勧告に関する規則(モデル)の一部改正(案)について
- 3 親睦事業(写真コンクール及びゴルフ大会)における令和9年度の開催等について
- 4 令和9年度予算(案)の編成について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程及び日本土地家屋調査士会連合会役員等給与規程について
- 6 筆界特定手続の取扱要領(改訂案)について
- 7 土地家屋調査士業務取扱要領第38条(境界

標の設置)の見直しについて

- 8 筆界確認図の社会的浸透を図るための広報活動について
- 9 官民境界確認に係る委任状の記載事項に関する日本弁護士連合会発出文書への対応について
- 10 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害復興支援対策に関する規則及び日本土地家屋調査士会連合会大規模災害復興支援対策に関する規則運用細則の一部改正(案)について
- 11 実用型ODRのマニュアル(案)について
- 12 令和9年度狭あい道路解消シンポジウムの開催について
- 13 境界の確認を目的とする所有者不明土地管理制度の手引(案)について
- 14 令和8年度第1回全国ブロック協議会会長会の運営等について
- 15 令和8年度第1回全国会長会議の運営等について

9日

○第2回特別研修運営委員会

＜協議事項＞

- 1 第21回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施について
- 2 第22回土地家屋調査士特別研修の基礎研修映像教材について
- 3 第22回土地家屋調査士特別研修の受講者募集等について
- 4 集合研修・総合講義及び考査における遅刻者の対応について
- 5 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進について
- 6 令和9年度土地家屋調査士特別研修運営委員会事業計画(案)について
- 7 特別研修カリキュラムについて

9日、10日

○第1回日調連関係規則等整備PT会議

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士法人について

15日

○第1回登記基準点評価委員会

＜協議事項＞

- 1 登記基準点の認定に関わる懸案事項への対応について
- 2 登記基準点に関する研修について
- 3 通知書の定型文について

発信文書の詳細につきましては、所属の土地家屋調査士会へお問合せください。

月日	標 題
8月19日	土地家屋調査士年次研修(令和8年度)の運営に係る費用の送金について(連絡)
8月20日	令和8年熊本地震に係る義援金口座について
8月21日	令和8年度「土地家屋調査士制度PRポスター」の配布について(お知らせとお願い)
8月24日	実務参考図書「桂林書院登記六法令和9年版」の推薦について
8月24日	令和8年度日調連有料ウェブ研修会の開催について(通知)
8月24日	第2期土地家屋調査士年次研修資料の一部差し替えについて(お知らせ)
8月26日	令和8年度第1回全国会長会議の開催について(通知)
8月28日	狭あい道路解消シンポジウムの開催について(お知らせ)
8月28日	狭あい道路解消シンポジウムのCPDポイントについて(通知)
9月1日	台風接近に伴う第21回土地家屋調査士特別研修の考査の対応について
9月2日	令和8年度における大規模災害対策基金の募金について(お願い)
9月2日	令和8年度第2回理事会議事録
9月2日	ミチセキアワード2026の募集開始について(お知らせ)
9月2日	土地家屋調査士広報コンテストの詳細について(連絡)
9月3日	令和9年版土地家屋調査士手帳の頒布価格について(お知らせ)
9月7日	『土地家屋調査士白書2026』の送付について(お願い)
9月9日	確認済証等の電子化に伴う所有権証明情報の実務上の取扱いについて(お知らせ)
9月9日	日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則及び事件簿記載要領の一部改正等について(通知)
9月10日	令和8年度第1回全国会長会議の議題について(通知)
9月11日	令和8年度綱紀案件に関する意見交換会(電子会議)の開催について(通知)

土地家屋調査士名簿の登録関係

土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第18条の規定により土地家屋調査士名簿に登録をした者、登録の取消しをした者及びADR認定土地家屋調査士の登録をした者を次のとおり掲載する。

登録

令和8年8月3日付け

東京	8497	小田	悠貴
東京	8498	蛭原	さおり
埼玉	2872	西小野	兼孝
千葉	2318	小谷野	翼
群馬	1128	三原	和久
大阪	3545	上久保	真知子
大阪	3546	北本	良博
京都	963	松岡	篤
兵庫	2622	佐藤	若菜
滋賀	495	小林	広樹
愛知	3220	仲谷	聡子
富山	572	土田	美沙都
熊本	1270	濱口	皓世
熊本	1271	宮田	篤
沖縄	552	上原	英人
福島	1549	齊藤	智英
山形	1257	菅野	通
札幌	1272	上原子	崇博

令和8年8月20日付け

埼玉	2874	西川	貴裕
山形	1258	斉藤	和弥

登録取消し

令和3年2月12日付け

東京	6508	上原	義昭
----	------	----	----

令和8年6月2日付け

兵庫	1982	織田	浩司
----	------	----	----

令和8年6月19日付け

長野	2351	牛山	弘通
----	------	----	----

令和8年6月20日付け

福井	319	吉村	國男
----	-----	----	----

令和8年6月30日付け

群馬	894	高木	哲雄
----	-----	----	----

令和8年7月1日付け

神奈川	1897	山岸	義勝
-----	------	----	----

令和8年7月10日付け

富山	471	上梅澤	保博
----	-----	-----	----

令和8年7月24日付け

大阪	1361	戸田	博
----	------	----	---

令和8年7月30日付け

大阪	2725	吉田	隆志
----	------	----	----

令和8年8月3日付け

群馬	722	下田	康弘
長野	1936	濱村	宣明
長野	2442	牧内	淑晃
大阪	1546	松見	建次
京都	962	谷口	祐貴
兵庫	1456	高田	英教
石川	673	内潟	幸宏
福岡	1873	牟田	祐司
大分	696	館	宏
岩手	1027	阿部	彦司

令和8年8月10日付け

東京	8396	春日	昌仁
神奈川	1594	藤岡	博

神奈川	3097	伊藤	聖紀
長野	2257	鎌倉	博彰
長野	2431	中島	建夫
大阪	2134	松本	安司
和歌山	424	榎	雅弘
福岡	1760	石井	隆文
福岡	1829	白水	成明
長崎	605	上戸	務
鹿児島	1093	田口	利博
沖縄	224	島袋	勝義
高知	503	川村	盛昭

令和8年8月20日付け

東京	8437	畑野	良兼
埼玉	2278	福島	雄一
群馬	763	水出	康雄
長野	1870	清水	卓
岩手	849	高橋	敬治

ADR認定土地家屋調査士の登録

令和8年8月3日付け

東京	8358	早川	任
神奈川	3300	山本	竜海
群馬	1128	三原	和久
滋賀	495	小林	広樹
沖縄	552	上原	英人

令和8年8月10日付け

千葉	2167	岡野	露徳
----	------	----	----

令和8年8月20日付け

神奈川	3257	小坂	輝
-----	------	----	---



筆界をあきらかに、未来をすこやかに。
日本土地家屋調査士会連合会
Japan Federation of Land and House Investigators' Associations

日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテMap

追加料金なしで登記所備付地図※が実装

※公共座標系が対象となります

登記所備付地図を
住宅地図に重ね合わせて閲覧可能



ブルーマップがない地域の地番特定・筆界の確認ができるので、
すぐに土地の情報が得られて
事前調査を省力化できます

〈モニター調査士の声〉

役所調査がラクになりました。
(茨城土地家屋調査士会 U様)

カルテMapだけで業務に
必要な情報が揃い、とても便利です！
(広島県土地家屋調査士会 N様)

登記所備付地図のDXF・SIMAデータ
ダウンロードが可能



ダウンロードしたデータをCADソフトや測量機器に取り込めるので、
手入力・チェック作業の工程を省き、
業務の効率化に大きく貢献できます

〈モニター調査士の声〉

公図写の作成がラクになりました。
(茨城土地家屋調査士会 U様)

素早くデータを取得できて
測量や図面作成に大助かりです！
(広島県土地家屋調査士会 N様)

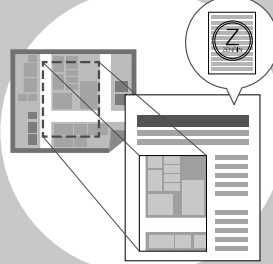
「調査士カルテ Map」でできること

現地調査前に
必要な地図がこれ一つで



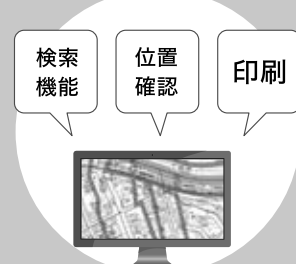
PC やタブレットでいつでも確認でき、
資料集め・事前調査で活用できます。
紙の地図帳とは異なり、ページの境や
市町村境も簡単に確認できます。
(住宅地図・ブルーマップは全国閲覧可能)

複製許諾付きの
地図印刷ができる



対象範囲を指定の縮尺で設定し、
簡単に地図資料を作成できます。
地図には複製許諾証がついており、
案内図配布や登記申請の添付資料として利用できます。

業務で便利な
機能搭載



シーンに応じたさまざまな検索、
SIMAデータを取り込んで基準点
等の位置確認、距離や土地の簡
易計測など、便利な機能を多く
搭載しています。

全国閲覧可 月額3,960円(税込)

お申し込み月の月末まで無料期間をご用意しております

無料で利用できる期間を
ご活用ください！

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 Web サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会



＜連合会 HP 右下の
こちらのボタンをクリック＞



【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会

「調査士カルテ Map」問合せ窓口

(E-mail) kartermap@chosashi.or.jp



日本登記法学会 第11回研究大会開催のご案内

日本登記法学会

当学会は、登記に関連する研究発表や情報交換の場を提供することを通じ、登記制度の発展に寄与することを目的とし、学術的研究と実務のコラボレーションを踏まえた活発な議論を行っておりますところ、今回は通算11回目の研究大会となります。

下記のとおり、会場とオンライン会議システム(Zoom)形式を結んだいわゆるハイブリッド方式で開催を予定しておりますので、奮ってご参加いただければと存じます。

当学会はこれからも、研究者と実務家が登記に関する現状と課題を認識し、その解決の方策とそのための理論を協働して検討する恒常的かつ刺激的な場を提供して参りたいと考えています。

記

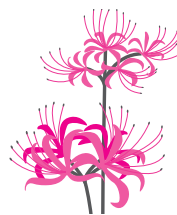
- 開催日時：令和8年11月28日(土)午前10時～午後5時30分
(開場及びアクセス可能となる時間は、午前9時30分となります。)
- 開催形式：①会場：司法書士会館 地下1階 日司連ホール
(東京都新宿区四谷本塩町4番37号)
JR・東京メトロ「四ツ谷駅」徒歩5～6分
JR・東京メトロ・都営地下鉄「市ヶ谷駅」徒歩8～10分
②オンライン会議システム「Zoom」を利用したオンライン会議形式
- 内 容：テーマ **「プライバシーと登記」**
午前：商業・法人登記
報告① 内藤 裕貴氏(東北学院大学法学部准教授)
「実質的支配者の開示とプライバシー(仮)」
報告② 真下 幸宏氏(司法書士)
「代表取締役等住所非表示措置(仮)」
モデレーター 船津 浩司氏(同志社大学法学部教授)
昼：日本登記法学会 定時総会(ハイブリッド方式)
午後：不動産登記
報告① 栗田 昌裕氏(名古屋大学大学院法学研究科教授)
「不動産登記情報の公開とプライバシーの保護(仮)」
報告② 宮川 康弘氏(司法書士)
「実務家からみた登記情報の公開とプライバシー・データ保護(仮)」
報告③ 柳澤 尚幸氏(土地家屋調査士)
「土地家屋調査士業務におけるプライバシーと実務的対応(仮)」
コーディネーター 大塚 智見氏(慶応義塾大学法学部准教授)
- 定 員：会場：80名、オンライン：250名(当学会の会員のみ)
- 参 加 費：無料
当学会の年会費として3,000円が別途必要となりますので、未入会の方は当学会のホームページ(<https://www.toukihou.jp/>)から入会手続きをお願いいたします。
- 共 催：日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、日本登記法学会

なお、当日昼に日本登記法学会定時総会を行います。(ハイブリッド方式)

最新の情報及び参加の申込みにつきましては、当学会のホームページ(<https://www.toukihou.jp/>)をご参照ください。

ち ょ う さ し 俳 壇

第497回



「行く秋」

深谷 健吾

行く秋や故郷のこと母の事
寅さんの柴又巡り秋惜しむ
錦秋のふた山越えてロープウェイ
絵馬堂の絵馬を閉じ込め神の留守

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城

島田

操

逝くときは夢を見ながら曼殊沙華
残りたる月日急がず生身魂
父の齡越して十年秋桜
農機には頼れぬ棚田稲穂波

岐阜

堀越

貞有

装ひてお百度参り秋暑し
総代となりてはじめて神迎ふ
秋の蜂軍艦マーチに乗つて来る
お仕舞は案山子にさせてアッパッパ

山口

久保

真珠美

秋涼し更地となりし隣家かな
鬼灯を苗から育て供へけり

鹿児島

田代

悦哉

朝霧や苅り草匂う風を待つ
陽炎に基準揺らぎて気も揺らぐ

今月の作品から

深谷 健吾

島田

操

残りたる月日急がず生身魂

「生身魂」は、秋の季語。盂蘭盆会には故

人の霊を供養するばかりでなく、生きている
目上の人に対しても礼を尽くす。敬うべき年
長者のことを生身魂と呼び、食物を贈るな
どして持て成すことも生身魂という。新たに
迎える新精霊もなく、一族が健康であること
を祝う気持ちから出たものと思われる。作
者は、超高齢者にも拘らず俳句は命と思い、
立派な俳句を作つて欠かさず投句してくださ
る。いつも頭の下がる思いである。提句は、
心の奥底にある思いを表現された心情句であ
り、季語の「生身魂」がよく効いた佳句である。

装ひてお百度参り秋暑し

堀越 貞有

「秋暑し」は、秋の季語「残暑」の傍題。秋に
なつてまだ暑気のきびしいこと。夏の暑さと
はまた違い、やりきれないものがある。涼し
さを味わつた体には、むしろ残暑のほうがき
びしいのである。「お百度参り」とは、強い願
いを叶えるために、同じ神社や寺院を百回
往復して祈願する日本の古くからの祈願方
法。「お百度参り」が殊に熱心な方であろうか。
「秋暑し」にも拘らず、着飾りて日々出かけ
るのであるう。「秋暑し」に対して「装ひて」の
フレーズにより、俳諧味のある一句となった。

久保 真珠美

鬼灯を苗から育て供へけり

「鬼灯」は、秋の季語。日本原産の植物、
通常観賞用に栽培される。六〜七月ごろ淡
黄白色の花が咲き、花後に萼が次第に大き
くなって球形の漿果を包み、熟するととも

に赤く色づく。盆棚や盆の墓参りの花など
に用いられる。漿果は珊瑚の玉のように艶
やかで、この外皮を口に含んで吹き鳴らし
て遊ぶ。提句の眼目は、中七の「苗から育て」
である。鬼灯の入った花の束を買つてきて、
盆棚や盆の墓参りに供えるのが一般的であ
るが、作者自身が育て上げた鬼灯の花をそ
なえるとは……。心のこもった行いに感動
の佳句である。

朝霧や苅り草匂う風を待つ

田代 悦哉

「霧」は、「秋」の季語。「無風の霧の朝、
早く苅り草の傷からの匂いが草の叫びの様
であつたので風が吹いて飛ばしてほしかつ
た。」との説明文の添書がありました。

「投句方法」

◆所属の土地家屋調査士会名

◆俳号

◆俳句（二口3〜5句程度）
以上をお書きの上、次のいずれかの方法に
よりお寄せください。

郵便…〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町

日本土地家屋調査士会連合会広報部係

FAX…03-13329210059

電子メール…rengokai@chosai.or.jp

投稿期間は前々月の1日から末日までの1か月
間です。

投稿者について、これまでは会員のみを対象とし
てきましたが、広く投稿を募りたいとの考えか
ら、会員家族、補助者及び退会された方につい
ても投稿できることとしましたので、皆様でお誘
い合わせの上、投稿していただけると幸いです。
これからも引き続きご投稿いただきますようお願い
いたします。

地名散歩

第176回 国府と府中の地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

既存の市名は付けないこと。これは、自治体の名称を決めるにあたっての原則であった。「市」というものが稀少な存在だった時代において、誤解を生じさせないための措置だったのだろう。昭和45年(1970)3月12日に自治事務次官が「新たに市となる普通公共団体の名称については、既存の市の名称と同一となり又は類似することとならないよう十分配慮すること」との通知を発出している。ちなみにこの時点(同年4月)では、市の数が564に対して町が2027、村が689もあった。ところが、平成の大合併を経た令和8年(2026)8月現在の市町村数は、792市・743町・183村で市がすでに多数派となっている。

この次官通知は、自治体が市制施行した際に配慮すべきということだが、それ以前に大和高田市(奈良県)、大和郡山市(同)、豊後高田市(大

分県)など、同名を避けるために国名を冠して区別する事例がいくつも見られ、現状を再確認したものだろう。町村については、同名の事例がすでに圧倒的に多かったために除外されたようだが、市が多数派となった現在、同名となる市どうしで合意があれば可能になっている。

平成の大合併以後に、同名の市となったのが北海道伊達市と福島県伊達市で、こちらは「伊達家」つながりでスムーズに運んだようだ。それ以前に長らく例外として知られたのが、広島県と東京都の「府中市」であった。このうち広島県は昭和29年(1954)3月31日、東京都の方は翌4月1日にそれぞれ市制施行した。わずか1日しか違わない。直前までお互い知らなかったようで、自治省の担当者も難色を示したものの、結果的には同名で認められた。

それはともかく、府中という地名は全国に



東京都府中市とともに、珍しく同名市であった広島県府中市には備後国府跡も。福塩線の駅名は、昭和31年(1956)まで「府中町」だった。地理院地図令和8年(2026)9月6日取得



越中国府に由来する古国府、古府などの町名。近くには越中一の宮である気多神社、越中国分寺も集まっている。大伴家持にちなむ伏木万葉大橋も。地理院地図を左と同日に取得

数多い。もとは古代の律令制国家における各国の地方行政官庁が国府で、その所在地が府中である。2市の事例では、東京都の方に武蔵国府が、広島県の方に備後国府が置かれた。当時の官道や主要河川に面した交通の要衝が選ばれた側面もある。国府(「こくふ」または「こう」と呼ばれる)がそのまま地名となることもあれば、府中(「ふちゅう」または「こう」と呼ばれる)こともあった。それらの地名が現代まで残って「町場」が存続されれば、明治期以降も自治体名として引き継がれることになる。

国の数は9世紀から明治初年まで佐渡や対馬、老岐の島を含めて68が続いたが、このうち国府や府中、その他関連する地名が市町村名または大字レベルで残っているものは、ざっと数えて全体の約3分の2に及ぶ。古代の国府の位置はすべて明らかではないが、これに比定された地域では「かつて国の中心であった」ことを喜ばしいと捉え、明治以降に町村名に選ばれることは珍しくなかった。例えば、岐阜県国府町(現高山市)や群馬県国府村(現高崎市)、兵庫県国府村(現豊岡市)などのように、町村制などに伴って「国府」を名乗った自治体もある。

国府や府中の地名が多いため、明治に入ってから町名を変更した例もある。例えば、福井県の府中町は平安期の地名を復活させて武生町(現越前市)とし、長崎県の旧対馬藩城下町であった府中も厳原(現対馬市)と改めた。それでも絶対数が多いため、これまでに存在した「国府」を名乗る町村は実に18を数える。このうち「こくふ」が14、「こう」と読むのが4つだが、これらは昭和の大合併期を中心にほとんど姿を消し、最後まで残った岐阜県古城郡国府町も、平成17年(2005)に高山市となった。一方で「府中」を名乗る市町村は7つ

あり、このうち現在まで存続しているのは、前述の2市に加えて広島県安芸郡府中町(広島市に囲まれている)の3つである。

国の名前を1文字として組み合わせた「府中」には、駿府、防府、長府、甲府が思い浮かぶが、このうち駿府は駿河国の府中(現静岡市)、防府は周防国の府中(現山口県防府市)、そして長府は長門国の府中(旧長府町。昭和12年から下関市域)である。ただし、山梨県庁所在地の甲府市は古代の甲斐国府に由来するものではなく、武田信虎が躰躰ヶ崎館(現甲府市古府中町)に館を構えた際に「甲斐国の中心地」として命名したという。ついでながら、古代の甲斐国府は、現在の笛吹市春日居町国府に比定されている。

国府・府中の変形では、下総国府に由来する市川市の国府台がある。台が付いて新しそうに見えるが、戦国時代からの由緒ある地名だ。他に鴻台(京成電気軌道=現京成電鉄国府台駅は当初市川鴻の台駅)、甲之台、高野台などとも書かれた。他には、尾張国府に近い尾張大国霊神社一通称「国府宮」に由来する国府宮村(稲沢市)も歴史が古く(当初は光之宮と表記)、名古屋鉄道名古屋本線には国府宮駅もある。同じ路線にもう一つ国府駅があって、こちらは三河国府に由来。同一路線に、2つの国府関連駅名があるのは珍しい。

豊後の国府に由来するのが、大分市の旧称・府内(旧市街の現町名でもある)であるが、実際に国府があったのは2kmほど南側の古国府。同様の地名は、富山県高岡市の伏木古国府、伏木古府、伏木古府元町(越中国府)、石川県小松市の古府町(加賀国府)などがある。越中国府には8世紀半ば、万葉歌人として知られる大伴家持が越中守として赴任した。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

「狭あい道路解消シンポジウム」について

公嘱協会が実施する事業には、「狭あい道路」に関する事業があります。全公連においても「狭あい道路解消登記業務」を重点的事业の一つと位置付けて、事業計画を進めています。

私たちが日々何気なく利用している道路。その中には、車のすれ違いが難しく、緊急車両の進入にも支障を来すような「狭い道」が数多く存在しています。

狭あい道路の問題は、単に「道幅が狭い」というだけの問題ではありません。地震や火災などの災害が発生した際には、消防車や救急車の進入、住民の避難に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、高齢者や子ども、車いすを利用する方々にとっては、日常の通行そのものに不安が伴う場合もあります。そう考えると、狭あい道路の解消は、地域の安全・安心を守るための重要なまちづくりのための課題といえます。

こうした課題を広く共有し、解決に向けた議論を深める場として開催されているのが、「狭あい道路解消シンポジウム」です。

令和5年10月の兵庫県神戸市での開催に始まり、

令和6年には千葉県千葉市で、令和7年には宮城県仙台市で開催されました。数多くの来場者が集まり、行政関係者や議員、土地家屋調査士など、さまざまな立場の関係者が一堂に会し、狭あい道路の解消について考える機会になりました。シンポジウムの内容の中では、専門家がそれぞれの知識や経験を生かし、自治体と連携して課題解決に取り組む姿勢が意識されたことも、大きな意義があったのではないのでしょうか。

そして、消防・救急活動との関係、自治体による道路拡幅事業、土地の評価、国の施策、地域コミュニティとの関わりなど、議論の幅が広がっています。こうした開催実績を振り返ると、狭あい道路の問題が、単なる道路整備の問題ではなく、防災、福祉、地域づくりなど、私たちの暮らしに深く関わるテーマであることが分かります。

特に重要なのは、狭あい道路の解消には、行政の取り組みだけではなく、土地所有者や地域住民、建築・測量・不動産などに関わる専門家の連携が欠かせないということです。道路の境界を明らかにし、土地所有者の理解を得ながら道路後退を進めていくためには、専門的な知識だけではなく、地域との丁

広がる道路、広がる安心。

狭あい道路解消シンポジウム in 愛媛

狭あい道路とは、4m未満の狭い道路

日時	令和8年 10月16日 13:00~17:00
会場	松山市民会館 中ホール
参加対象	各自治体の首長および職員、関係機関・関係団体、市町村議会議員の皆様 ※一般の方を含め、どなたでもご参加いただけます。
参加費	無料 (※要事前申込)

主催：日本土地家屋調査士会連合会
共催：全国土地家屋調査士政治連盟
全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
日本土地家屋調査士会連合会四国ブロック協議会
四国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
愛媛県土地家屋調査士会
愛媛県土地家屋調査士政治連盟
公益社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
後援：総務省、法務省、国土交通省、愛媛県、松山市

狭あい道路解消シンポジウム in 愛媛

Symposium on Resolving Narrow Roads 「狭あい道路」と私たちの取り組み

「狭あい道路」とは

建築基準法では、建築物の敷地は原則として「幅員4m以上の道路に2m以上接するよう求められています。しかし、基準時以前から建築物が立ち並んでいた幅員1.8m以上4m未満の道路で、行政が指定したものは数済措置として認められており、これを「狭あい道路(みなし道路)」と呼びます。こうした道路は防災・減災の観点から、その解消が急務となっています。

土地家屋調査士とは

土地の境界を明らかにする業務や、表示に関する登記の専門家です。不動産に関する権利の明確化に寄与し、狭あい道路を解消するための「土地を分割する登記」などを行う唯一の国家資格者として、インフラ整備や防災・減災に貢献しています。

プログラム

第1部 13:30~14:30(60分)
「狭あい道路解消に向けた取組み」
講師：国土交通省住宅局市街地建築課 課長 松井 康治 氏

第2部 14:40~15:15(35分)
「松山における狭あい道路拡幅整備事業について」
講師：松山市民会館建設部建設課 課長 和田 雅志 氏

第3部 15:25~16:25(60分)
「狭あい道路解消へ、現場からの声」
「お互い様」から始まる道づくり」
コーディネーター：愛媛県土地家屋調査士会 副会長 山内 良生
松山市民会館建設部建設課 課長 松井 康治 氏
松山市民会館建設部住宅課 課長 永井 信二 氏
愛媛大学地域レジリエンス学 准教授 荒 大輔 氏
愛媛県社会福祉士会 理事 宇野 裕子 氏
公益社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 末光 悦志

第4部 16:35~16:55(20分)
「まちづくりにあらず土地家屋調査士の役割」
講師：衆議院議員 遠藤 彰久 氏

会場

松山市民会館 中ホール

◎ 松山空港から車で20分
◎ JR松山駅から徒歩18分

お問い合わせ

愛媛県土地家屋調査士会
089-943-6769

お申し込みはいずれかの方法でお願いします。

FAX 089-943-6779 WEB <https://forms.gle/x4qpj526HvJzrT>

※日本土地家屋調査士会連合会主催の「狭あい道路解消シンポジウム in 愛媛」に申し込みます。

お名前	フリガナ
所属部署(敬称名)	〒
連絡先(TEL)	

※お申し込み後、お申し込みの情報は、事務局で管理させていただきます。また、お申し込みの申し込み書は、お申し込みの申し込み書に添付いたします。

寧な対話と合意形成が求められます。

だからこそ、私は、今後のシンポジウムに大きな期待を寄せています。これからは、制度や事業の紹介だけではなく、実際に狭あい道路を解消した地域の具体的な経験を、より多く共有していただきたいと思います。どのように住民の理解を得たのか、どのような問題が生じ、それをどのように乗り越えたのか。そして、整備後に地域の暮らしや防災面がどのように変わったのか。こうした「現場の声」こそ、これから取組を進めようとする自治体や地域にとって大きな財産になるはずです。

また、成功事例だけでなく、合意形成に時間を要した事例や、制度上の課題、整備を進める上での苦労についても、情報として共有することが大切ではないでしょうか。地域によって道路の状況や土地利用、住民の構成は異なります。それぞれの地域が自分たちに合った方法を見つけるためにも、さまざまな経験を持ち寄り、互いに学び合う場を設けていきましょう。

現時点では、狭あい道路の問題そのものが解消されたわけではありません。近年、地震や豪雨などの災害が各地で発生していることや、高齢化が進む地域社会の状況を考えても、身近な道路環境を見直す必要性は、これまで以上に高まっているように思います。

狭あい道路の解消は、決して簡単なことではありません。一件一件の土地に関わり、そこに暮らす地域住民個々の思いや事情があるからです。しかし、その一つひとつの積み重ねが、災害に強く、誰もが安心して暮らせる地域をつくっていくのだと思います。

狭あい道路を「狭い道路の問題」として捉えるのではなく、「地域の将来をどのようにつくっていくのか」という視点で考える。そのためのきっかけを与えて

くれるのが、このシンポジウムではないでしょうか。

今後も、シンポジウムが、行政と地域、そして各分野の専門家を結ぶ架け橋となり、全国各地の取組がさらに前進していくことを願っています。そして、そこで交わされる一つひとつの議論が、私たちの身近な道路をより安全で、より安心できる「地域の財産」へと変えていく力になることを期待しています。

本年度は、愛媛県松山市において、令和8年10月16日(金)に開催されます。シンポジウムに参加できることが本当に楽しみです。全国の土地家屋調査士の皆さん、愛媛県松山市でお会いしましょう。

(全公連理事 大西一正)

■ 会議経過

7月10日	北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会定時総会(札幌開催)
7月13日	第4回理事会(Web開催)
7月27日	第2回広報委員会(Web開催)
8月6～7日	第1回全調政連道路内民有地PT(東京開催)
8月18日	第3回広報委員会(Web開催)
8月25日	第2回業務担当打合会(Web開催)
9月7日	第4回正副会長会議(Web開催)
10月13日	三団体打合会(東京開催)
10月14日	第5回正副会長会議(東京開催)
10月16日	狭あい道路解消シンポジウム(愛媛開催)
10月19日	第2回監査会(東京開催)
10月20日	第5回理事会(東京開催)

国民年金基金

基金だより

～「終身年金」という安心について～

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

■生涯にわたる年金給付の確保

今日、平均寿命は高い水準を記録し、「人生100年時代」の到来が指摘されています。一方で、長期化する老後の経済的基盤に係る不確実性や「長寿化のリスク」も指摘されています。

こうした長寿化に伴う将来の不確実性に対して、今日、公的年金とともに、国民年金基金(以下「基金」といいます。)が制度化されています。

基金においては、生涯にわたって給付され、長期の老後生活の安心につながる「終身年金」に加入者全員が必ず加入する仕組みとなっています。

ところで、現在、国民年金加入者(第1号被保険者)の基金加入において、掛金の上限額はiDeco(イデコ・個人型確定拠出年金)と合わせて月額6万8千円とされています。ここで、基金とイデコとの違いを説明すると、基金の年金は、「終身年金」が基本となっているのに対し、イデコでは基本的に有期間又は一時金となっています。

また、基金の掛金には社会保険料控除が適用され、同一生計のご家族の掛金を負担した場合、負担した方の所得から控除することができますが、イデコでは小規模企業共済等掛金控除の適用となり、こうした優遇措置は適用されていません。

一方、イデコでは投資信託などの運用商品を選ぶことができますが、基金の場合には、将来受け取る年金額はあらかじめ確定しています。それぞれの特

表 国民年金基金とイデコの主な特徴

	国民年金基金	イデコ (個人型確定拠出年金)
年金	終身年金が基本	有期年金又は一時金が基本
掛金の税制適用	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除
運用等	基金が運用 年金給付額は加入時に確定	投資信託等運用商品を選択可能 年金給付額は変動

※掛金上限額：国民年金基金掛金 + イデコ掛金 ≤ 6万8千円/月

徴を踏まえ、例えば、2つの仕組みを組み合わせるなど活用されるなどご検討してみたいと思います。

また、基金の特徴として、収入による年金給付の制限がなく、生涯にわたって給付される、ということが挙げられます。厚生年金の場合、老齢厚生年金の受給者が厚生年金の被保険者として一定の収入がある場合、年金額が支給停止となる仕組みとなっています。一方、基金にはこのような制限はありませんので、老後も引き続き業に携わる土地家屋調査士の方には大変ふさわしい仕組みとなっています。

未加入の方には、将来への安心につながる基金へのご加入を是非ご検討いただきたいと思います。

■キャンペーン情報

加入者の方にご紹介いただいたご家族や知人等が基金にご加入いただいた場合、クオカード1,000円を進呈するキャンペーンを実施中ですので、ご利用ください。

国民年金基金のご案内

— 税優遇を活かして老後に備える —

税制面のメリット

- 掛金の全額が社会保険料控除の対象
- 受け取る年金は公的年金等控除が適用
- 遺族一時金は全額非課税

ホームページ上でもシミュレーション
加入申出のお手続きができます。



加入資格

- 20歳以上 60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上 65歳未満で国民年金に任意加入している方

国民年金(老齢基礎年金)に上乘せする
終身を基本とする「公的な年金制度」です。



全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

<https://www.zenkoku-kikin.or.jp/>

0120-137-533



研修管理システム

「manaable (マナブル)」の利用登録



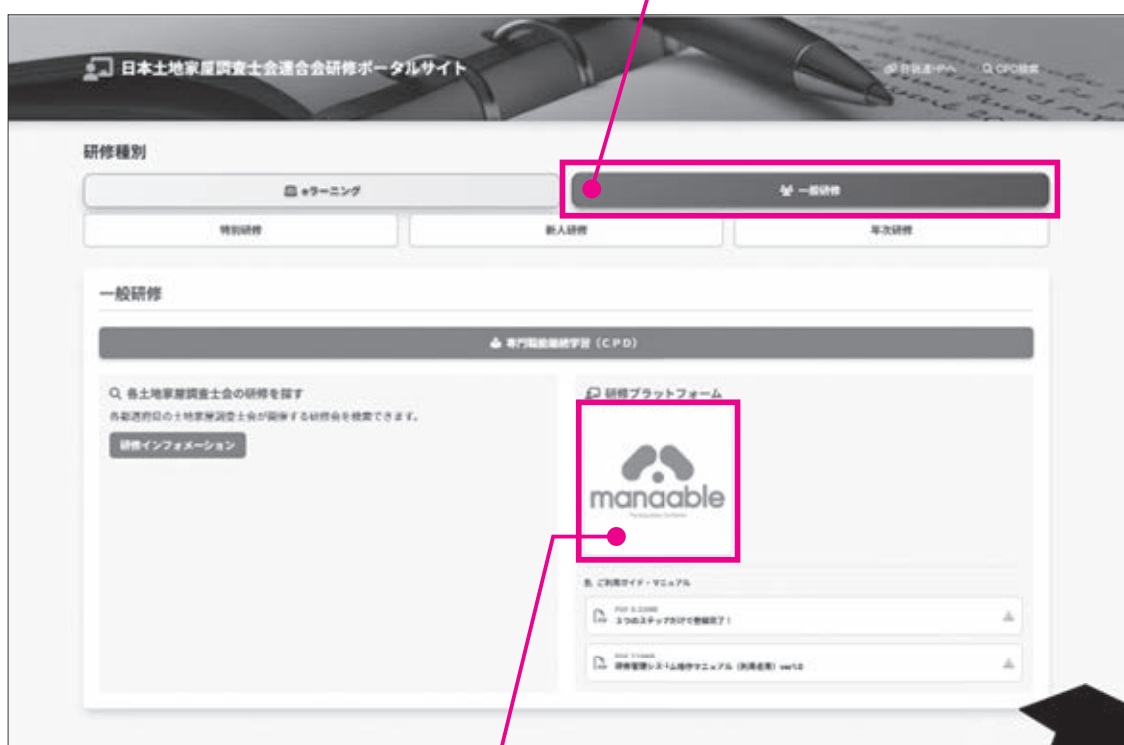
日本土地家屋調査士会連合会では、令和6年10月22日から研修管理システム「manaable (マナブル)」を導入しています。研修受講申込・受講管理・eラーニング視聴等に必要となりますので、是非利用登録をしてください。

manaableの利用登録は、下記のURL（当連合会ウェブサイトにある研修ポータルサイト）へ移動していただき、一般研修からmanaableのアイコンを選択すると登録できます。

https://www.chosashi.or.jp/kenshu_portal/portal.html

また、次ページの二次元バーコードからも登録可能です。

①一般研修を選択してください。



②こちらのアイコンをクリックし、新規登録から利用登録してください。



3 つのステップだけで登録完了！

ステップ 1

土地家屋調査士会員の方は、ご自身のメールアドレス、生年月日、所属会及び登録番号を入力してください。

会員情報と照合し、承認となればログインすることができます。

⚠ 土地家屋調査士会員以外の方は、ご自身のメールアドレスのみでログインが可能です。

⚠ 本登録において複数のメールアドレスの登録はできません。

Webメール(Gmail / Yahoo! / Outlook / iCloudなど)の登録を推奨します。



ステップ 2



日本土地家屋調査士会連合会 <no-reply@manaable.com>
To info@senda

「本登録手続き」のご依頼をいただき、ありがとうございます。

メールに届いた枠内のリンクをクリックして、本登録手続の画面に遷移します。

⚠ 本登録手続きのリンクは有効期限が24時間になっています。

下記のリンクから本登録手続きをお願いします。

https://chosashi.manaable.com/signupform?type=ORG&token=96b3216d48e42d5e801b9f3d820d321a&email=info%2Bsenda%40manaable.com&member_id=46f3405f-b71c-49w9-b06c-491549b677b3

※リンクの期限が切れている場合は再度本登録手続きをお願いします。

※本メールにお心あたりのない場合は、お手数ですが本メールを破棄してください。情報は登録されませんのでご安心ください。

※本メールへのご返信はできませんので、ご了承ください。

日本土地家屋調査士会連合会



ステップ 3

本登録画面で登録して完了！

本登録画面で補足の情報やパスワードを入力し登録が完了となります。

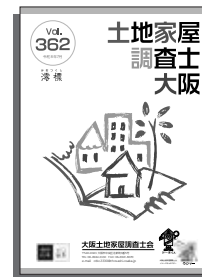
大阪会

「令和7年度 外部講師養成講座」

講演テーマ：「言葉の重み」

講師：桂 枝女太氏

産学交流学術研究委員会 担当事務局・寺田秀美



『土地家屋調査士大阪』第362号

寒さも和らいだ令和8年3月4日(水)午後4時から6時まで、産学交流学術研究委員会主催で「外部講師養成講座」が大阪土地家屋調査士会館4階会議室で開講されました。外部講師養成講座は主に各大学で行われている寄附講座の講師養成を目的として開講されたものですが、ここ数年は講師希望者以外の会員の方も多く、この日も講師以外のたくさんの会員が受講されました。中山武彦委員の司会のもと、初めに松島稔会長から開講の挨拶があり、続いて黒田成宣委員長が趣旨説明、講師の紹介をされました。

今年の講師は、公益社団法人上方落語協会の理事をされている落語家の桂枝女太氏です。桂氏は落語の他にも講演活動にも力を注がれており、「差別用語の正体 ～ことばの力～」と題したテーマで全国各地を回って講演をされており、日本で唯一のお囃子ジャズバンド「粋～てすとさうんど」のメンバーとして音楽活動も展開されています。

講義は2部制になっており、第1部は、「言葉の重み」という題名で講演をしていただきました。お話しいただいた主な内容は「差別用語」についてでした。身体の不自由な方への身体的差別用語の使い方

です。数十年前は大きく取り扱われることもなかった言葉が、人権意識の高まりで、時代とともに規制が厳しくなりました。また、テレビ等のメディアでもたくさんの放送禁止用語があること、禁止用語は自主規制であること、禁止用語は良い意味では使われていない、言葉の使い方を大事にすれば良い世の中になるとお話しされていました。

第2部は落語です。大阪市北区の天満天神繁昌亭で生の落語を体験されている会員が多くおられましたが、私は初めてでした。話しの内容はふぐ鍋にまつわるものでした。ふぐは「てっぽう」ともいわれており、刺身は「てっさ」、ふぐ鍋は「てっちり」と呼ばれていることは皆さんご存じのことと思いますが、なぜ「てっぽう」といわれるのかということ、どちらも「たまにあたる」かららしいです。恥ずかしながら私はそのことを知りませんでしたので、今回一つ賢く



なりました(笑)

最後は森脇英明副会長が閉講の挨拶をされて、2時間の講座は修了となりました。

今回、事務局職員として受講しました。大変勉強になり、今後会報誌を作成するお手伝いをするに当たり、差別用語には今までも十分に注意はしていましたが、なお一層気をつけて作成しないとイケないと強く思った次第です。

産学交流学術研究委員会 構成員

黒田 成宣 委員長
玉置 直矢 副委員長
石田 貴子 委員
吉田 孝信 委員
中山 武彦 委員

講座を企画されました産学交流学術研究委員会の皆さま、お疲れさまでした。そして、受講の機会を与えていただいたことに深く感謝いたします。ありがとうございました。



松島会長



森脇副会長



黒田委員長



中山委員

編集後記

日中の日差しにも、ようやく秋の気配が感じられるようになりました。さて、日本土地家屋調査士会連合会のWebサイトのトップを飾るのは、「曖昧な境界線、今日でおしまい」というキャッチコピーとともに、令和8年度土地家屋調査士PRポスターモデルの森香澄さん。皆様の事務所にもポスターが届け始めていることと思います。

また、このたび『土地家屋調査士白書2026』が発刊されました。特集記事「国家座標による筆界の可視化に挑む土地家屋調査士」の座談会では、僭越ながら私が司会を務めさせていただきました。豪華な顔ぶれを前に終始緊張しっぱなしでしたが、筆界の可視化が私たちの職能の価値をどう映し出すのか、貴重なお話を伺うことができました。

さて、うれしいニュースもあります。令和8年度土地家屋調査士試験の出願者数は6,076人と、前年の5,821人から4.4%増となりました。令和2年の4,646人を底に、ここ数年は回復基調が続いており、

この業界を志す方が増えていることは大変喜ばしく感じます。

今号も読みどころ満載です。大阪会の同業夫婦が語る「12人の若手土地家屋調査士」、法人化と労働社会保険を解説する「事務所運営に必要な知識」、法制定75周年を迎えた「土地家屋調査士制度発祥の地碑」清掃活動、徳島会の新マスコット「くるる」誕生や間宮林蔵の足跡をたどる「愛しき我が会、我が地元」、「測量・地理空間情報イノベーション大会2026」参加レポートなど、ぜひご一読ください。

なお、ご好評をいただいていた連載「12人の若手土地家屋調査士」ですが、今年12月号をもって終了させていただくことになりました。長らくのご愛読、誠にありがとうございました。

音楽はジャンルを問わず聴く方ですが、秋めいてきた現在は、ジョン・コルトレーンな気分です。皆様にとっても、実りの秋となりますように。

広報部長 吉崎 英司(奈良会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者

会長 岡田 潤一郎

発行所

日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所

十一房印刷工業株式会社

公式SNSの ご紹介

日調連では、次の3つのSNSを開設しています。
随時情報を更新していますので、是非フォロー
をお願いします。

(日調連広報部)

<日調連公式SNS>



YouTube



Facebook



X (旧 Twitter)



広報キャラクター「ちしき地識くん」